

児童・障害者相談センター
児童相談センター

業 務 概 要

2023 年度版
(2022 年度実績)

○児童福祉法抜粋

（児童の権利）

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（保護者、地方公共団体の責任）

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

○児童の権利に関する条約抜粋

前文 この条約の締約国は、（中略）

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、（中略）

次のとおり協定した。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 （略）

○障害者基本法抜粋

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会※の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二以下 略

※全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会

は じ め に

日頃は、児童福祉、障害者福祉の推進について、御理解と御協力をいただき心から御礼申し上げます。

この度、県内7児童・障害者相談センターと3児童相談センター（児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所をこの冊子ではまとめて「児童・障害者相談センター」と表記します。また、児童・障害者相談センターの児童相談部門と児童相談センターを合わせて単に「児童相談センター」とします。）の2022年度事業実績をまとめました。

2022年度に児童相談センターが対応した相談件数は20,080件でした。そのうち児童虐待相談は、過去最多件数を更新した2021年度の6,588件から95件減少し、6,493件（前年度比98.6%）となり僅かに減少しました。

全国的には依然として児童虐待相談対応件数が増加しており、国全体で更なる児童虐待防止対策の強化が図られています。2022年6月には児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化、児童の意見聴取等の仕組みの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入等が示されました。また、2022年12月には児童虐待防止対策をさらに推進するための「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」も示されました。

愛知県におきましても、児童相談センターの専門職員の増員、研修の充実などの体制強化を進めるとともに、市町村、警察、医療機関等の関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の予防と早期発見・早期対応、児童の意見聴取等の仕組みの整備、被虐待児童の自立支援等に取り組んでまいります。

2022年度に障害者更生相談所が対応した相談件数は、身体障害者相談が32,411件（前年比97.3%）、知的障害者相談は4,755件（前年比93.1%）で、いずれも前年より減少しました。

障害者更生相談所では、手帳の交付や更生医療・補装具の要否判定の実施等を通して、障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らし続けられるように一層支援してまいります。

これからも、関係機関の方々との連携・協力の下、児童福祉法・障害者基本法の趣旨に則り、子どもの最善の利益のために、また、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生できる社会を実現するために、職員一同日々力を注いでまいりたいと考えております。

2024年 1月

中央児童・障害者相談センター長	前 田 清
海部児童・障害者相談センター長	渡 辺 雅 樹
知多児童・障害者相談センター長	近 藤 雅 明
西三河児童・障害者相談センター長	荒 木 聖 弘
豊田加茂児童・障害者相談センター長	井 上 香 奈 子
新城設楽児童・障害者相談センター長	武 田 靖 志
東三河児童・障害者相談センター長	山 本 光 俊
一 宮 児 童 相 談 セ ン タ ー 長	杉 本 一 正
春日井児童相談センター長	鈴 木 勉
刈 谷 児 童 相 談 セ ン タ ー 長	松 永 聡

目 次

第1 児童（・障害者）相談センターの概要

- 1 沿 革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 所在地と管轄区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 機構と職員配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

- 1 概 要
 - (1) 業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 業務系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 相談の種類と主な内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 児童相談業務の状況
 - (1) 相談業務
 - ア 相談受付の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - イ 相談受付の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ウ 相談対応の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - エ 延べ件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - オ 児童虐待相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 家庭支援電話相談業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (3) 一時保護業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (4) 里親関連業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (5) 児童虐待防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 資 料
 - 福祉行政報告例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第3 障害者相談部門の業務

- 1 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 3 障害者相談業務の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 4 資 料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第1 児童（・障害者）相談センターの概要

1 沿革

1948 年 4 月 1 日	中央児童相談所開設
1948 年 6 月 30 日	一宮児童相談所（現一宮児童相談センターの管轄区域を管轄）、岡崎児童相談所（西三河地域を管轄）、豊橋児童相談所（東三河地域を管轄）開設
1953 年 11 月 1 日	身体障害者更生相談所開設
1956 年 11 月 1 日	地方自治法が一部改正され、名古屋市域の児童相談業務が名古屋市へ移管
1960 年 7 月 1 日	精神薄弱者更生相談所開設
1972 年 4 月 1 日	一時保護業務（一時保護所）を中央児童相談所に集中管理
1973 年 4 月 1 日	半田児童相談所開設（知多地域を管轄）
1975 年 4 月 1 日	豊田児童相談所開設（豊田加茂地域を管轄）
1977 年 5 月 1 日	心身障害者更生相談所開設（西三河（豊田加茂地域を除く）及び東三河地域の身体障害者・精神薄弱者更生相談所業務を所轄）
1981 年 4 月 1 日	刈谷児童相談所開設（碧海5市を管轄）
1989 年 4 月 1 日	津島児童相談所開設（海部地域を管轄）
1993 年 9 月 1 日	名古屋市精神薄弱者更生相談所の開設に伴い、名古屋市内の業務を名古屋市へ移管
1999 年 4 月 1 日	精神薄弱者福祉法の改正（知的障害者福祉法に名称変更等）に伴い、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に改称
2002 年 4 月 1 日	愛知県第3次行革大綱に基づく地方機関の再編として、8か所の児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び心身障害者更生相談所を、3か所の児童・障害者相談センターと6か所の児童相談センターに再編（新城設楽児童相談センター開設（新城市、北設楽郡（稲武町を除く）、南設楽郡を管轄））
2008 年 4 月 1 日	同じく地方機関の再編を行い、3か所の児童・障害者相談センター、6か所の児童相談センターを、7か所の児童・障害者相談センターと3か所の児童相談センターに再編（春日井児童相談センター開設（春日井市、小牧市を管轄）） （同時に、県事務所健康福祉課と併せた再編により、7か所の児童・障害者相談センターは「福祉相談センター」の組織となる） 一時保護業務（一時保護所）を西三河児童・障害者相談センターに移管
2015 年 4 月 1 日	春日井児童相談センターに一時保護所を開設

2 所在地と管轄区域

(1) 所在地

相談センター名	設 置 場 所	面積(k㎡)	人 口(人)	18歳未満(人)
中央児童・障害者相談センター	名古屋市中区三の丸2-6-1 三の丸庁舎7階 TEL052-961-7250 〒460-0001	272	644,568	107,248
海部児童・障害者相談センター	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎3階 TEL0567-25-8118 〒496-0047	208	321,113	47,457
知多児童・障害者相談センター	半田市宮路町1-1 TEL0569-22-3939 〒475-0902	392	620,206	100,080
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎9階 TEL0564-27-2779 〒444-0860	605	591,916	98,079
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市元城町2-68 TEL0565-33-2211 〒471-0024	951	478,086	75,132
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市中野6-1 TEL0536-23-7366 〒441-1326	1,052	50,073	6,055
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎1階 TEL0532-54-6465 〒440-0806	671	685,606	105,400
一宮児童相談センター	一宮市昭和1-11-11 TEL0586-45-1558 〒491-0917	334	782,246	117,449
春日井児童相談センター	春日井市神屋町713-8 TEL0568-88-7501 〒480-0304	156	452,135	69,500
刈谷児童相談センター	刈谷市神田町1-3-4 TEL0566-22-7111 〒448-0851	203	529,753	87,890
計		4,844	5,155,702	814,290

(注) ・「面積」は、2023年4月1日現在(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)
・「人口」は、2023年4月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)
・「18歳未満」は、17歳以下の人口の和を計上。2023年10月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)

(2) 管轄区域

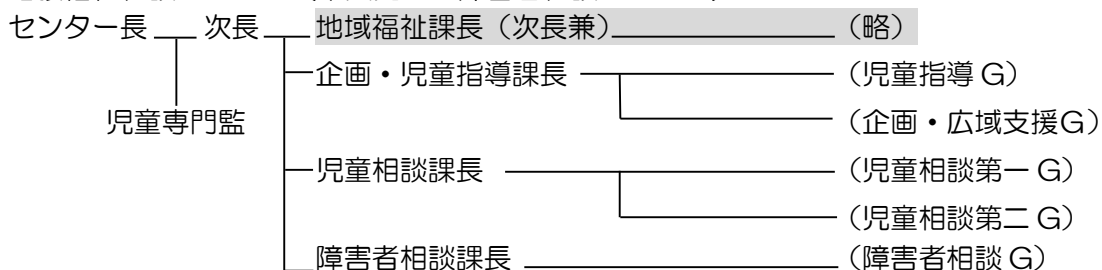
2023年4月1日現在

相談センター名	児 童 相 談 業 務	障 害 者 相 談 業 務
中央児童・障害者相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町	左に加え、海部児童・障害者、知多児童・障害者、一宮児童、春日井児童の管轄区域の全業務
海部児童・障害者相談センター	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
知多児童・障害者相談センター	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市、西尾市、幸田町	左に加え、豊田児童・障害者、刈谷児童の管轄区域の全業務
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市、みよし市	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	左に加え、新城設楽児童・障害者の管轄区域の全業務
一宮児童相談センター	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
春日井児童相談センター	春日井市、小牧市	
刈谷児童相談センター	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	

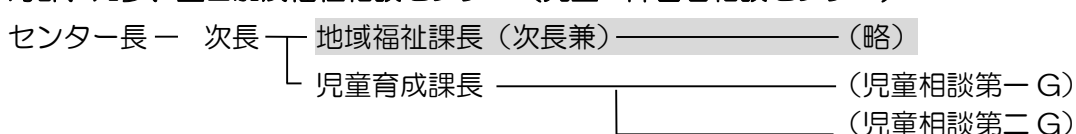
3 機構と職員配置状況 (2023年4月1日現在)

(1) 機 構

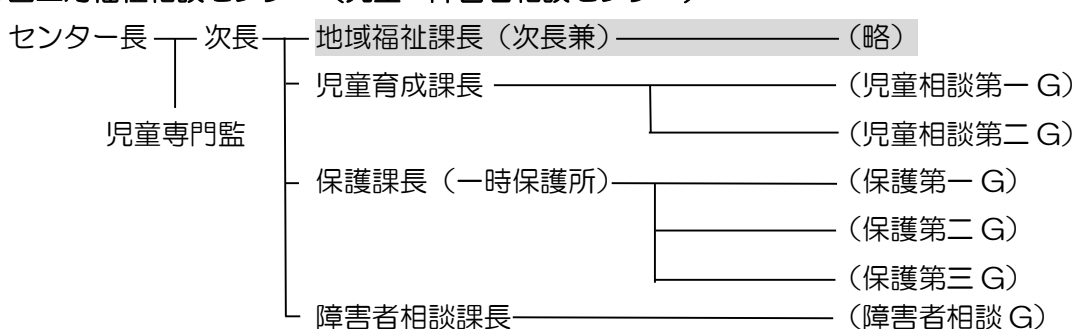
○尾張福祉相談センター（中央児童・障害者相談センター）



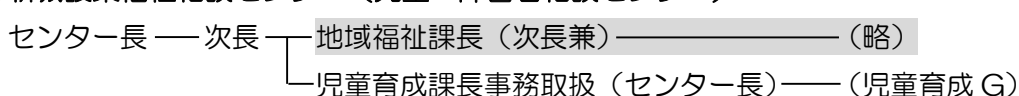
○海部、知多、豊田加茂福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



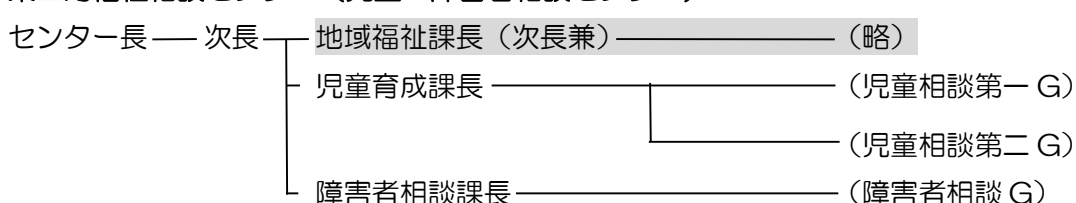
○西三河福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



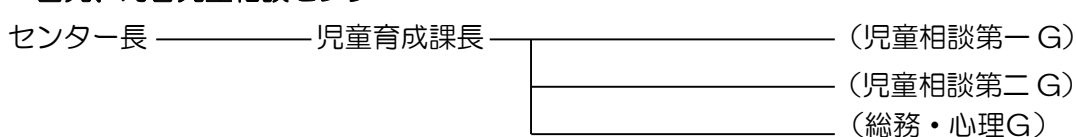
○新城設楽福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



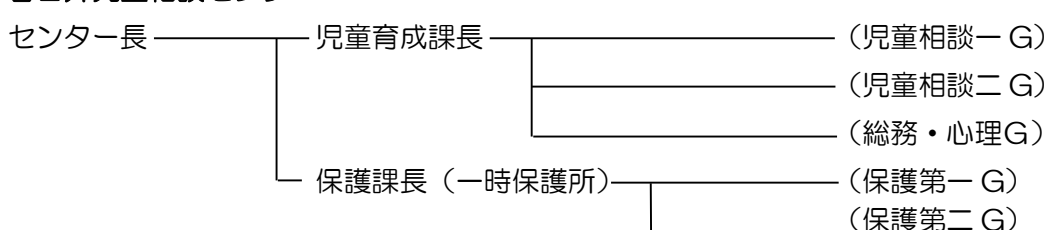
○東三河福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



○一宮児、刈谷児童相談センター



○春日井児童相談センター



※ 福祉事務所部分

(2) 職員配置状況 (2023年4月1日現在)

名 称	センター長	児童相談部門							障害者相談部門				計
		医師	スーパーバイザー	児童福祉司	児童心理司	保健師	一時保護所職員	その他	障害者福祉司	判定員	看護師	その他	
中 央	1	(2)	5	25	14	1		1 (6)	1	3 (1)	1	2 (5)	54 (14)
海 部	1	(1)	3	14	8	1		(1)		1			28 (2)
知 多	1		4	19	11	1		(1)		1			37 (1)
西三河	1	1 (2)	4	22	13	1	35 (9)	(4)	1	1 (1)	1	1	81 (16)
豊 田 茂	1	(2)	4	22 (1)	13 (3)	1		(3)		1			42 (9)
新 設 城 楽	1	(1)	1	2	1	1				1			7 (1)
東三河	1	(1)	4	22	13	1		(1)	1	1	1	(1)	44 (3)
一 宮	1	(2)	5	27	16	1		2 (2)					52 (4)
春日井	1		4	21	12	1	23 (3)	3 (4)					65 (7)
刈 谷	1		4	18	11	1		2 (2)					37 (2)
計	10	1 (11)	38	192 (1)	112 (3)	10	58 (12)	8 (24)	3	9 (2)	3	3 (6)	447 (59)

※()は非常勤職員等(別掲)

第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

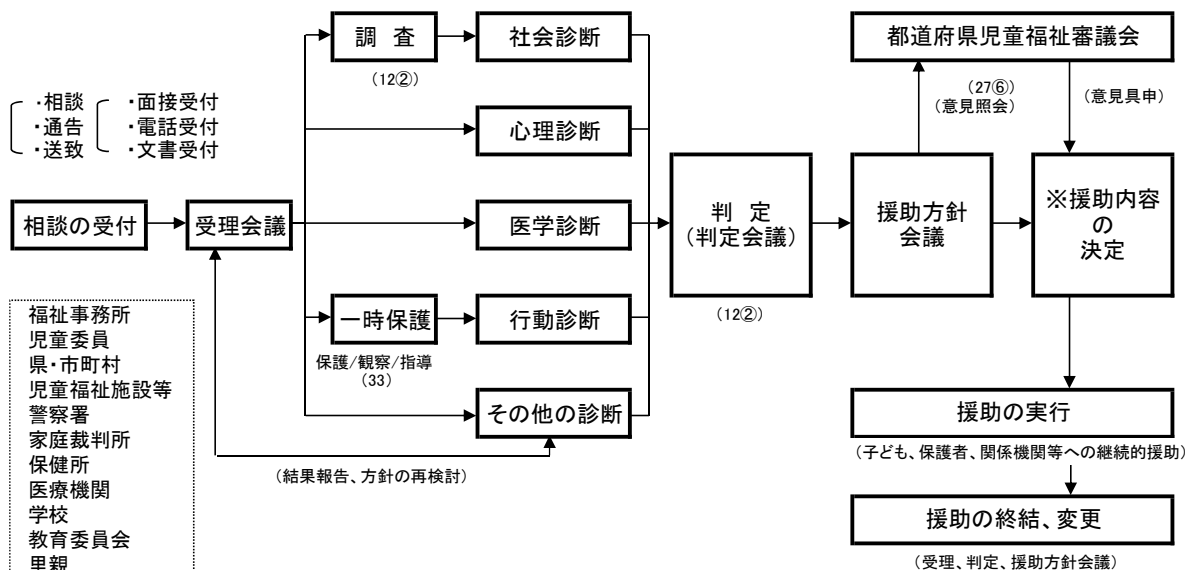
1 概 要

(1) 業務内容

児童・障害者相談センターの児童相談部門及び児童相談センター（以下、総称して「児童相談センター」という。）は、児童福祉法及び児童虐待防止法に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として以下の業務を行っている。

- 1 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定 子ども等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- 3 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- 4 子どもを児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- 5 子どもの一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- 6 一時保護解除後の家庭その他環境の調整等の措置により子どもの安全を確保すること。
- 7 家庭裁判所に対し、後見人の選任・解任並びに親権喪失等の請求を行うこと。
- 8 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 9 子どもを養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

(2) 業務系統図



※援助内容

- 1 在宅指導
 - (1) 措置によらない指導 (12②)
 - ア 助言指導
 - イ 継続指導
 - ウ 他機関あつせん
 - (2) 措置による指導
 - ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
- 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
 - 指定発達支援医療機関委託 (27②)
- 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
- 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
- 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
 - 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
 - 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
- 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
- 7 家庭裁判所への家事審判の申立て
 - ア 施設入所の承認 (28①②)
 - イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
 - ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
 - エ 後見人選任の請求 (33の8)
 - オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の種類と主な内容

大分類	相談の種類	内 容
養 護 相 談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。 （ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。 （受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。 （非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

2 児童相談業務の状況

(1) 相談業務

ア 相談受付の状況

○ 経路別受付状況

2022年度の県内10か所の児童相談センターの「相談受付件数」は20,182件で、2021年度の21,142件から－960件（－4.5%）の減少となっています。

相談受付の経路としては市町村（福祉事務所、児童委員、保健センター等）からの受付が一番多く、7,397件となっています。次に警察からが5,774件、家族・親戚からが3,905件、となっています。

区分	県			市 町 村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			認定こども園	警察署	家庭裁判所
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関			
男	133	11	86	4,557	2	10	345	30	134	11	3	3,120	9
女	140	9	83	2,283	0	14	186	32	103	12	2	2,654	3
計	273	20	169	6,840	2	24	531	62	237	23	5	5,774	12
構成比	1.4%	0.1%	0.8%	33.9%	0.0%	0.1%	2.6%	0.3%	1.2%	0.1%	0.0%	28.6%	0.1%

区分	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	1	142	11	206	6	15	1	2,380	681	82	58	12,034
女	0	103	8	216	8	16	3	1,525	592	116	40	8,148
計	1	245	19	422	14	31	4	3,905	1,273	198	98	20,182
構成比	0.0%	1.2%	0.1%	2.1%	0.1%	0.2%	0.0%	19.3%	6.3%	1.0%	0.5%	100.0%

イ 相談受付の種別

○ 相談種類別児童受付状況

2022年度の「相談受付件数」20,182件の相談種別・年齢別の内訳は、以下のとおりです。

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談
0歳	356	341	2	5	0	0	1	1	0	0	0
1歳	407	200	0	0	0	0	5	99	2	0	0
2歳	417	255	0	0	0	0	4	136	5	0	0
3歳	409	199	1	0	0	0	18	716	46	0	0
4歳	352	208	0	2	0	0	6	320	27	0	0
5歳	363	168	0	2	0	0	20	743	73	0	0
6歳	383	185	0	11	0	0	15	402	59	2	2
7歳	416	166	1	9	0	1	43	599	69	1	4
8歳	379	212	0	7	0	0	12	270	47	8	10
9歳	386	177	1	3	0	1	9	241	34	4	11
10歳	379	181	1	5	0	0	31	601	29	8	23
11歳	353	192	0	2	0	0	9	313	49	11	17
12歳	373	224	0	2	0	1	13	313	33	5	25
13歳	401	265	2	3	0	0	19	511	31	20	76
14歳	324	333	1	3	0	0	10	456	31	28	31
15歳	335	289	2	1	0	0	18	306	11	29	6
16歳	234	237	2	2	0	0	34	451	7	18	1
17歳	230	254	0	2	0	0	13	402	3	9	0
18歳以上	7	22	0	0	0	0	3	10	0	2	0
計	6,504	4,108	13	59	0	3	283	6,890	556	145	206

	育 成 相 談				その他の相談	計	(再 掲)		
	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育相 児・しつけ談			児童虐待通告	いじめ相談	被害相談 児童買春等
0歳	0	0	0	19	18	743	401	0	0
1歳	0	0	0	12	1	726	461	0	0
2歳	0	0	1	32	7	857	502	0	0
3歳	2	1	3	68	13	1,476	467	0	0
4歳	2	1	3	39	4	964	418	0	0
5歳	7	1	32	57	10	1,476	412	0	0
6歳	20	0	46	18	6	1,149	439	0	0
7歳	47	8	40	1	7	1,412	460	0	0
8歳	39	0	28	0	9	1,021	452	0	0
9歳	34	7	28	0	6	942	418	1	0
10歳	62	4	32	0	6	1,362	462	2	0
11歳	52	4	32	0	4	1,038	393	2	0
12歳	61	12	16	0	2	1,080	422	0	0
13歳	65	5	21	0	4	1,423	440	0	0
14歳	71	11	21	0	5	1,325	352	2	0
15歳	53	3	9	0	4	1,066	371	4	0
16歳	37	5	4	0	3	1,035	263	5	0
17歳	28	2	5	1	11	960	230	2	0
18歳以上	5	0	1	0	77	127	1	1	0
計	585	64	322	247	197	20,182	7,364	19	0

ウ 相談対応の状況

○ 相談種類別対応状況

2022年度の「相談対応件数」は20,080件で、前年度に比べ864件（－4.1％）の減少となっています。（11ページの表のとおり）

相談種別ごとに見ますと、障害児に関する「障害相談」が7,758件で全体の38.6％を占めており、以下、「養護相談（虐待）」6,493件（32.3％）、「養護相談（虐待を除く）」4,072件（20.3％）、しつけや児童の性格行動等に関する「育成相談」1,221件（6.1％）の順となっています。

前年度と比較しますと、「養護相談（虐待）」が98.6％（6,588件→6,493件）、「養護相談（虐待を除く）」が92.2％（4,416件→4,072件）、「障害相談」が95.5％（8,122件→7,758件）、「育成相談」が86.8％（1,406件→1,221件）とほとんどが減少しています。一方で前年度は減少していた「非行相談」が131.0％（252件→330件）と今年度は増加しています。

○ 対応の内訳

児童相談センターが対応した20,080件の対応種別の内訳では、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が17,402件で全体の86.7％を占めています。「助言指導」の内訳を見ますと、障害相談が7,673件（44.1％）、養護相談が8,308件（47.7％）を占めています。心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」は856件で全体の4.3％を占めています。「継続指導」のうち、養護相談-児童虐待相談が494件（57.7％）、養護相談-その他の相談が287件（33.5％）で、養護相談だけで「継続指導」の91.2％を占めています。措置について見ますと、児童福祉施設への入所措置である「児童福祉施設入所」は311件で全体の1.5％を占めており、里親・ファミリーホーム委託の措置である「里親委託」は73件で全体の0.4％を占めています。なお、2017年度から通告を受けた児童がより身近で適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」を実施しており、2022年度は729件（3.6％）の事案を市町村に送致しました。

前年度と比較しますと「児童福祉施設入所」が106.9％（291件→311件）と増加していますが、その他はすべて減少しています。

「里親委託」が89.0％（82件→73件）、「市町村送致」は、90.8％（803件→729件）、「継続指導」91.2％（939件→856件）、「助言指導」が96.1％（18,110件→17,402件）となっております。

区 分		面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	指 導・ 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	会 社 主 事 指 導 を 含 む 福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん						
相 養 談 護	児童虐待相談	4,970	494	45	44	0	0	2	700	0
	その他の相談	3,338	287	132	9	0	0	0	28	0
保健相談		11	0	1	0	0	0	0	0	0
障 害 相 談	肢体不自由相談	12	0	1	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	1	0	2	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	262	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害相談	6,856	9	2	0	0	0	0	0	0
	発達障害相談	542	2	8	0	0	0	0	0	0
相 非 談 行	ぐ犯行為等相談	106	17	9	0	0	0	0	0	0
	触法行為等相談	12	5	3	56	0	0	0	0	0
育 成 相 談	性格行動相談	507	41	27	0	0	0	0	0	0
	不登校相談	57	0	6	0	0	0	0	1	0
	適性相談	316	1	4	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	244	0	10	0	0	0	0	0	0
その他の相談		168	0	25	0	0	0	0	0	0
計		17,402	856	275	109	0	0	2	729	0
再 掲	いじめ相談	16	0	3	0	0	0	0	0	0
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分		訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設			指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 27 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 入 所 施 設 等 の 約	そ の 他	計
			入 所	法 第 27 条 の 3 に よ る 家 庭 裁 判 所 再 掲	通 所						
相 養 談 護	児童虐待相談	1	168	0	0	0	24		0	45	6,493
	その他の相談	0	122	0	0	1	49		3	103	4,072
保健相談		0	1	0	0	0	0		0	0	13
障 害 相 談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0		42	0	55
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0		0	0	3
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0		17	0	279
	知的障害相談	0	0	0	0	0	0		0	1	6,868
	発達障害相談	0	1	0	0	0	0		0	0	553
相 非 談 行	ぐ犯行為等相談	0	7	0	0	0	0	2	0	1	142
	触法行為等相談	96	7	1	0	0	0	8	0	1	188
育 成 相 談	性格行動相談	0	5	0	0	0	0		0	2	582
	不登校相談	0	0	0	0	0	0		0	0	64
	適性相談	0	0	0	0	0	0		0	0	321
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0		0	0	254
その他の相談		0	0	0	0	0	0		0	0	193
計		97	311	1	0	1	73	10	62	153	20,080
再 掲	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	0		0	19
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0		0	0

エ 延べ件数

2022年度中に調査や指導を行った延べ件数は372,640件で、前年度に比べ24,643件（＋7.1％）増加しています。

相談種別ごとに見ますと、「養護相談（虐待）」が197,649件で全体の53.0％を占めています。以下、「養護相談（虐待を除く）」129,383件（34.7％）、「障害相談」24,329件（6.5％）の順となっています。

前年度と比較しますと、昨年は減少していた「非行相談」が126.7％（8,549件→10,831件）と増加しており、その他「養護相談（虐待）」が108.0％（182,975件→197,649件）、「養護相談（虐待を除く）」も106.3％（121,684件→129,383件）と増加しております。一方で「障害相談」が99.9％（24,332件→24,329件）、「育成相談」は99.9％（10,129→10,121件）、と僅かに減少しています。

区 分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	28,632	1,390	134	888	6,885	1,148	475	41	4,119	0	12	5,657	3,476	687	53,544
保護者	92,559	2	0	0	1	0	3	0	8,538	1	4	685	4,084	594	106,471
その他	204,552	7	0	2	0	0	0	0	2,405	0	0	1,373	3,629	657	212,625
計	325,743	1,399	134	890	6,886	1,148	478	41	15,062	1	16	7,715	11,189	1,938	372,640

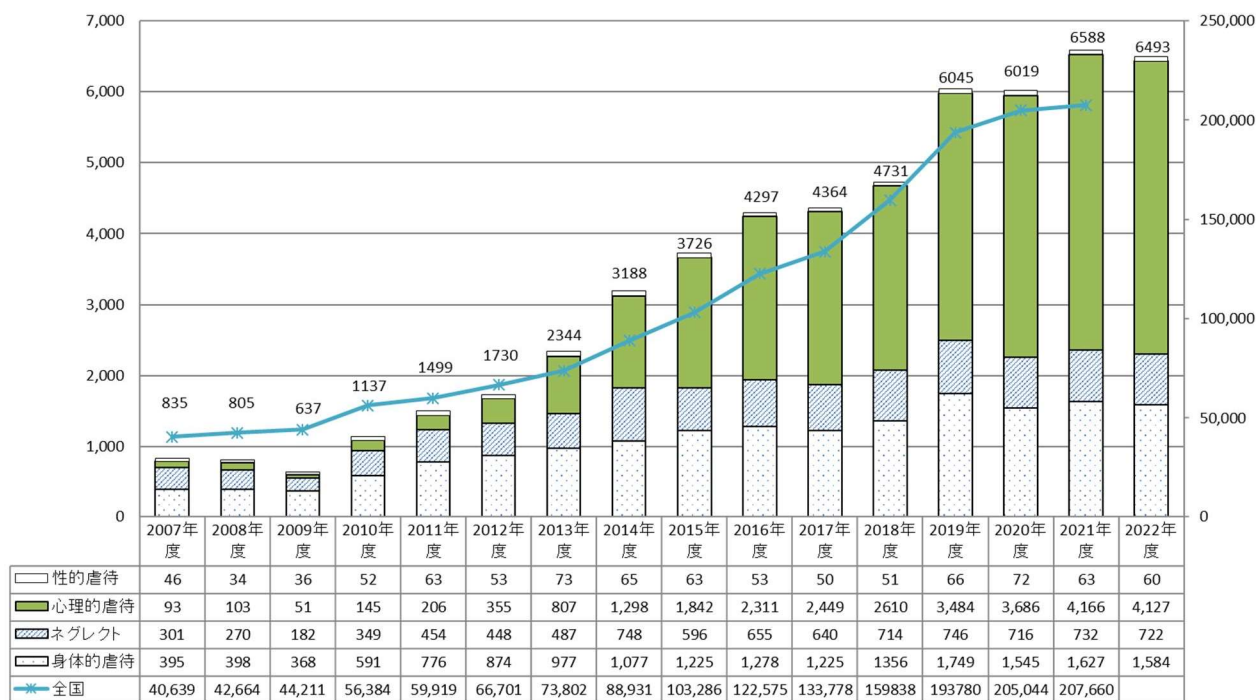
区分		調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
養護相談	児童虐待相談	180,727	438	94	529	433	42	232	28	3,365	0	11	4,434	6,420	896	197,649
	その他の相談	119,518	230	27	306	221	31	93	5	1,860	0	4	2,392	3,677	1,019	129,383
保健相談		94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94
障害相談	肢体不自由相談	441	0	0	0	5	3	0	0	26	0	0	3	6	0	484
	視聴覚障害相談	42	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	43
	言語発達障害等相談	2	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	6
	重症心身障害相談	1,180	2	0	0	85	161	0	0	303	0	0	3	17	6	1,757
	知的障害相談	5,284	670	1	2	5,114	888	4	1	7,834	0	1	34	28	0	19,861
	自閉症等相談	1,034	2	0	1	463	8	4	0	649	0	0	16	1	0	2,178
非行相談	く犯行為当相談	3,891	8	4	7	11	0	21	1	56	0	0	170	164	9	4,342
	触法行為当相談	5,441	14	5	14	72	3	89	2	146	0	0	303	397	3	6,489
育成相談	性格行動相談	6,973	35	3	31	78	2	34	4	226	0	0	299	469	4	8,158
	不登校相談	164	0	0	0	2	0	0	0	8	0	0	0	1	0	175
	適性相談	381	0	0	0	278	4	1	0	393	1	0	11	5	0	1,074
	育児・しつけ相談	338	0	0	0	123	6	0	0	192	0	0	50	4	1	714
その他の相談		233	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	233
																372,640

オ 児童虐待相談の状況

○ 対応件数の推移（2007年度～ 全国と愛知県）

児童虐待相談の統計が取り始められた1990年度から愛知県、全国ともに児童虐待相談は増え続けており、特に「児童虐待防止法」が施行された2000年頃から一気に増加しました。2021年度は過去最多を更新しておりましたが、2022年度の愛知県の児童虐待相談対応件数は6,493件で前年度比98.6%（－95件）と過去最多の前年度より僅かに減少しました。

虐待相談件数の推移



○ 虐待の種類別構成比

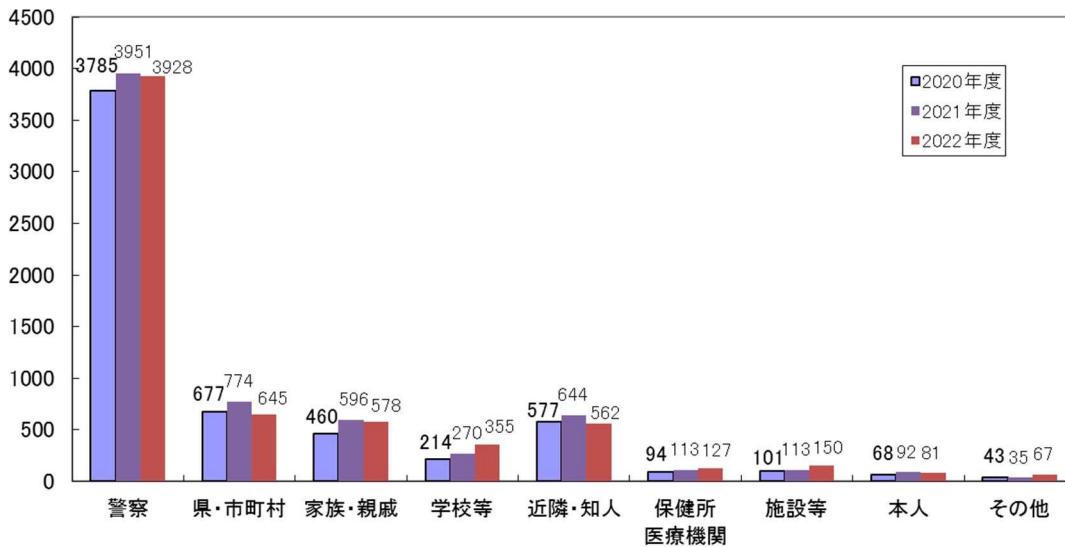
種類別構成比では、心理的虐待が4,127件（63.6%）、次に身体的虐待が1,584件（24.4%）となっています。心理的虐待のうち「児童の面前での家族間暴力・暴言による心理的虐待」が年々増加しており、2016年度からは、「心理的虐待」が児童虐待相談の半数を超えています。

○ 児童虐待相談の受付経路

受付経路については、「警察」からの通告が3,928件（60.5%）と最も多く、これは児童の面前での家族間暴力・暴言などの心理的虐待に関する通告の増加によるものです。以下、「県・市町村」が645件（9.9%）、「家族・親戚」578件（8.9%）の順となっています。

前年度との比較では、「施設等」が37件（＋32.7%）、「学校等」が85件（＋31.5%）、「保健所・医療機関」が14件（＋12.4%）と増加している一方で、「県・市町村」が－129件（－16.7%）、「近隣・知人」が－82件（－12.7%）などは減少しました。（14ページの表のとおり）

虐待通報の経路



○ 被虐待児の年齢別の状況

年齢層別に見ますと、「小学生」が最も多く、以下、「3歳以上就学未満」、「3歳未満」の順になっています。

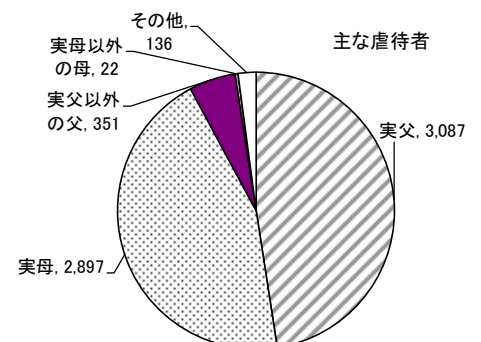
年齢別の虐待内容では、全ての年齢層で「心理的虐待」が最も多く、次いで「3歳未満」では「ネグレクト」が、「3歳以上」では「身体的虐待」が多くなっています。

		3歳未満	3歳以上 就学未満	小学生	中学生	高校生・ その他	計
2018年度		964	1,188	1,530	702	347	4,731
2019年度		1,127	1,494	2,096	891	437	6,045
2020年度		1,170	1,505	2,036	885	423	6,019
2021年度		1,231	1,628	2,219	1,008	502	6,588
2022年度		1,161	1,505	2,263	1,072	492	6,493
2022年度 内訳	性的虐待	1	5	22	25	7	60
	ネグレクト	121	219	257	91	34	722
	身体的虐待	101	258	630	390	205	1,584
	心理的虐待	938	1,023	1,354	566	246	4,127

○ 主な虐待者の構成比

主な虐待者は、実父 3,087 件（47.5%）、実母 2,897 件（44.6%）の順となっています。

家族間暴力・暴言を目撃したことによる心理的虐待についての通告の増加に伴い、主たる虐待者として実父が最も多くなっています。



○ 児童虐待相談対応の状況

虐待対応した事案のうち、在宅で指導を行った件数は 5,554 件（85.5％）で、その内訳は、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が 4,970 件（76.5％）、心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」が 494 件（7.6％）、他の機関に移管、あっせん紹介をする「他機関あっせん」が 45 件（0.7％）、児童福祉司・児童委員の指導措置である「児童福祉司指導・児童委員指導」が 44 件（0.7％）、訓戒又は制約の措置を採った「訓戒・誓約」が 1 件（0.02％）となっています。また、施設等入所や里親委託措置を採ったのは 192 件（3.0％）でした。なお、相談を受けた児童が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」は 700 件（10.8％）でした。

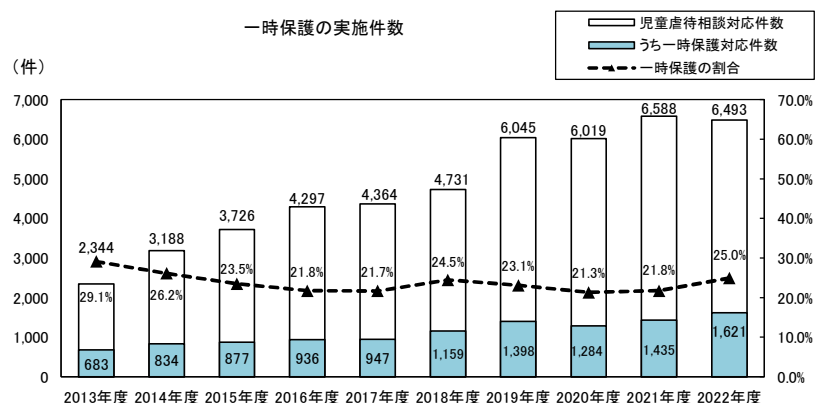
前年度と比べ、施設入所等の措置（「指定発達支援医療機関入所」、「児童福祉施設入所」、「里親委託」）が 117.8％（163 件→192 件）、数回程度の指導（「助言指導」、「訓戒・誓約」、「他機関あっせん」）が 100.6％（4,985 件→5,016 件）と増加しました。その一方で、一定期間の継続した指導（「継続指導」、「児童福祉司指導」、「児童委員指導」）が 86.2％（624 件→538 件）、市町村送致は 92.6％（756 件→700 件）と減少しました。

	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	訓 戒 ・ 誓 約	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 入 所	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	そ の 他
2018 年度	3,553	520	14	32	0	5	0	126	14	1	384	82
2019 年度	4,636	575	17	48	0	2	0	139	21	2	533	72
2020 年度	4,383	556	27	50	0	1	1	117	20	3	816	45
2021 年度	4,945	578	39	46	0	1	0	146	17	1	756	59
2022 年度	4,970	494	45	44	0	1	0	168	24	2	700	45

○ 一時保護の状況

児童虐待相談対応件数 6,493 件のうち、1,621 件（25.0％）は、児童の安全確保のために一時保護を行っています。

前年度と比較しますと
186 件（＋13.0％）増加
しています。



(2) 家庭支援電話相談事業 「子ども・家庭 110 番」

子どもや子育てに関する悩みや問題等に対して、早期に適切な援助を行うことを目的として、家庭支援相談員 2 名による電話相談を行っています。

○ 相談専用電話番号

052-953-4152

○ 相談日及び相談時間

月～金 午前 9 時から午後 5 時まで（土日、祝日、年末年始を除く）

○ 2022 年度相談実績

①相談種類別受付件数

区 分	養 護	虐 待	保 健	障 害	非 行	育 成	その他	計
件 数	36	0	2	32	1	160	23	254

②受付件数の年次推移

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
件 数	458	476	347	301	254

③相談者別受付件数

区 分	本 人	父 母	親 戚	近隣知人	その他	計
件 数	13	210	17	2	12	254

④相談対象児童年齢別受付件数

区 分	2 歳未満	2～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18 歳以上	計
件 数	10	38	35	57	61	33	20	254

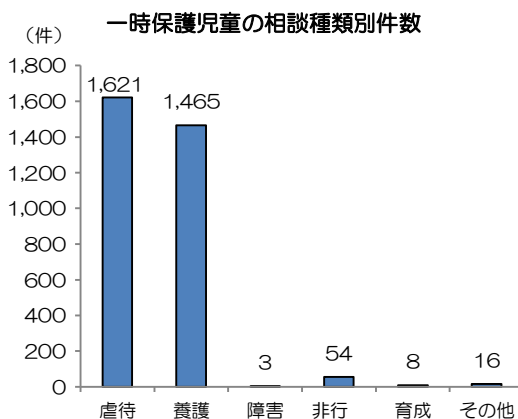
⑤対応別件数

区 分	助言指導	児相紹介	他機関紹介	その他	計
件 数	194	37	23	0	254

(3) 一時保護業務

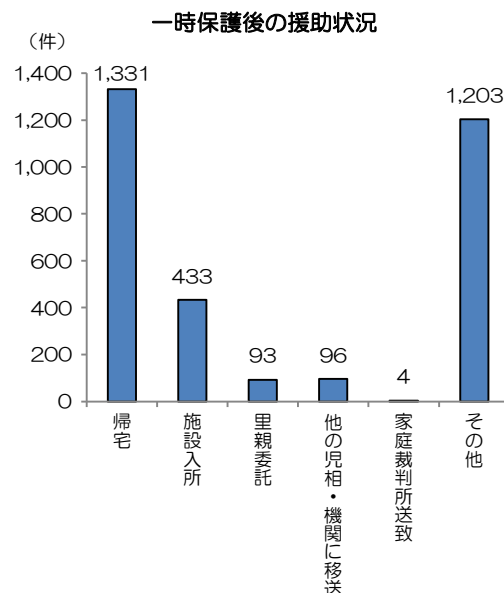
ア 一時保護児童（委託を含む）の相談種類別件数

一時保護を行った子どもの総数は3,167件（一時保護786件、一時保護委託2,381件）でした。相談種類別では虐待相談の1,621件（一時保護442件、一時保護委託1,179件）で半数以上（51.2%）を占めています。ついで養護相談が1,465件（一時保護311件、一時保護委託1,154件）で、全体の46.3%となっており、虐待相談と養護相談を合わせると9割以上を占めています。



イ 一時保護後（委託を含む）の援助状況

帰宅したのは1,331件（42.1%）で、一時保護した子どもの約4割が家庭に戻っています。その一方で、児童養護施設等への入所や里親への委託など家庭と離れることになった事例は526件（16.6%）でした。このことから、一時保護後、約6分の1の子どもが、家庭を離れて生活することが分かります。



ウ 一時保護の実人員・延べ日数・平均日数の推移

昨年度に比べ、一時保護の実人員、一時保護委託の延日数・平均日数が減少していますが、それ以外は増加しています。

区 分		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
一時保護 (保護所)	実人員	751	869	883	838	779
	延日数	19,993	21,735	16,692	19,084	19,499
	平均日数	26.6	25.0	18.9	22.8	25.0
一時保護 委託	実人員	1,614	2,013	1,746	2,021	2,381
	延日数	25,266	32,920	35,138	41,957	39,439
	平均日数	15.7	16.4	20.1	20.8	16.6

(4) 里親等関連業務

ア 里親登録・委託状況（2022年度末）

区 分	全 体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数 （世帯数）	625※1	606	26	11	377
子どもが委託されている 里親数（世帯数）	149※2	128	12	9	6

養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

※1 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※2 全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない。

イ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（2022年度末）

事業所数	定員	入 所		退 所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
7	41	3	0	8	0	28	0

ウ 里親支援事業の実施状況

(ア) 里親制度普及啓発

a 里親養育体験発表会の開催

養育・特別養子縁組の経験のある里親が、これまでの児童の養育体験について講演し、併せて里親制度パンフレットにより里親制度の説明を実施しました。

○ 実施状況

開催回数：9回 参加者：263名

b 関係機関等への制度説明

関係機関等に対し、里親制度及び県の里親活動の実態について理解を深めてもらうとともに、里親制度の発展に協力してもらうため、関係機関での会議や研修等の機会を利用して里親制度の説明を実施しました。

c 啓発資材等による啓発

広く県民に対し、里親制度の周知を図るため、啓発動画（2021年度に2本）を作成し、配信するとともに愛知県里親会連合会等と協力して、地域のショッピングセンターやイベント会場などにおいて、パネルや里親啓発DVDの展示及び里親啓発リーフレット等を配布しました。

○実施状況

主な配布場所 各市町村、保育園、幼稚園、各種イベントなど

配布部数等 里親啓発リーフレット 約 15,841 枚

d 里親制度重点エリアにおける啓発及び里親研修

里親リクレーターを配置し、里親制度の普及に重点的に取り組む地域を定めて、啓発活動や研修を積極的に実施しました。

○ 重点エリア 北名古屋市、東海市、豊田市、みよし市

○ 実施内容

啓発活動 ショッピングモール等 35 回実施

里親養育体験発表会 40 回開催（参加者 454 名）

里親登録研修 参加（修了）者 合計 60 名

(イ) 里親研修事業

養育里親希望者、専門里親希望者及び既に登録している里親を対象に、里親に必要な知識を得るための研修会を開催しました。

○ 実施状況

・養育里親研修：基礎研修・登録前研修 110 名修了

・養子縁組里親研修：基礎研修・登録前研修 78 名修了

・養育里親更新研修：101 名修了

・養子縁組里親更新研修：73 名修了

・専門里親研修：専門里親認定研修 1 名、専門里親継続研修 7 名修了

・里親支援研修：266 名参加

(ウ) 里親等委託調整員の配置

中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに里親等委託調整員を各 1 人配置し、里親委託等推進委員会を開催するとともに、総合的に里親等委託を推進するため、関係機関や愛知県里親会連合会との連携を図りました。

(エ) 里親等相談支援員及び心理訪問支援員の配置

中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに里親等相談支援員と心理訪問支援員をそれぞれ配置し、里親等からの相談に応じるとともに、定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への助言等を行いました。

(オ) 里親養育相互援助事業（里親サロン）

里親が児童相談センター等に集い、児童福祉司ＯＢ等の援助や里親相互の交流により、里親の精神的負担の軽減と養育技術等の向上を図りました。

○ 実施状況

開催回数 208 回 参加里親数 延べ 1,747 名

(カ) 里親養育援助事業（里親ヘルパー）

里親（家庭）による養育の負担を軽減するため、訪問による生活援助（家事や養育の補助など）や相談援助を実施しました。

○ 実施状況

実施件数 120 件

(4) 里親サポーター事業

里親制度の普及を行うため、里親サポーターを養成し、里親との交流を行う事業を実施しました。

○ 実施状況

開催回数 養成講座開催回数 9回

里親サポーター登録者数 75名

(5) 児童虐待防止対策事業

① 児童相談センターの体制強化

ア 児童虐待対応弁護士設置

各児童相談センターにおいて児童虐待相談等に係る法律上の問題や危機介入時の法的な支援を行うため、専門知識を有する弁護士団体への委託により弁護士が定例相談、随時相談等を実施しました。

○ 実施状況

相談等件数 1,268件(定例相談413件 随時相談226件 その他629件)

イ 児童虐待対応法医学専門医師設置

児童虐待に専門的な知識を有する法医学専門医師3名が、子どもの受けた傷害が虐待によるものかどうかの鑑別診断や職員に対する助言指導を行いました。

○ 実施状況

相談件数 17件

ウ 児童虐待対応精神科医師設置

専門の精神科医師4名が、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングや、職員に対して保護者指導上のアドバイス等を行いました。

○ 実施状況

相談件数 104件

エ 被虐待児家庭復帰支援員設置

被虐待児家庭復帰支援員を児童相談センター9か所に配置し、児童福祉司、児童心理司等と協力し、被虐待児童の家庭復帰と家族再統合を図るために情報収集や関係機関の調整、子ども及び保護者の心理的評価、治療、家族関係の調整等を行いました。

○ 実施状況

支援員数 19名 延べ勤務日数 397日

オ 一時保護所心理職員設置

一時保護所に心理職員4人を配置し、入所児童に対しカウンセリングなどの心理治療を実施しました。

カ 一時保護委託対応協力事業

医療機関への一時保護委託において必要と認められる場合に、児童が安心して入院中の生活を送ることができるよう専門の付添者をつけ、子どもの保護体制を強化しました。

○ 実施状況

実施日数 481 日

キ 児童相談センター人材育成強化事業

児童相談センター若手職員に対する実践力強化やスーパーバイザーに対する指導・育成技術強化研修を実施しました。

○ 実施状況

実践力強化研修 1 回 指導力強化研修 1 回

ク 安全確認強化事業

子どもの安全確認業務のより一層の迅速化を図るため、深夜帯における虐待通告に対して、タクシーを利用して現場に急行できる体制とともに、スマートフォンを活用し、速やかに適切な意思決定ができる連絡体制を構築しました。

②市町村への支援

ア 市町村支援児童福祉司の配置

市町村支援の業務を行う児童福祉司を2名配置し、市町村相談支援体制の充実・強化に向け、各市町村の相談支援活動に関する個別相談に応じ、助言等を随時実施しました。

イ 子ども家庭総合支援拠点設置促進事業

市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進と円滑な運営を支援するため運営支援会議を開催し、先進自治体の取組紹介等を実施しました。

ウ NPOと連携した研修

NPOと連携し、幼・小・中学校教員、保育士等を対象に虐待についての基本的な知識・対応について学ぶ研修を行うとともに、市町村の児童相談窓口担当職員、児童養護施設職員等を対象とした現場の具体的問題に即した実践的な研修を2回実施しました。

○ 実施状況

[1回目]日時 令和4年7月28日(木)から8月11日(木)動画視聴

テーマ 様々な困難を抱える家族で暮らす子どもへの支援と課題
～親の精神疾患を例に考える～

参加者 371 名

[2回目]日時 令和4年11月10日(木)から11月24日(木)動画視聴

テーマ コロナ禍で、生きづらさを抱える子ども・家族を支えること

参加者 448 名

③関係機関等との連携の推進

ア 愛知県要保護児童対策協議会の開催

県全域での関係機関のネットワークの強化を図るため、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護など要保護児童関係機関の代表者からなる協議会を開催し、虐待等に関する情報交換等を実施しました。

イ 関係機関連絡調整会議の開催

各児童相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・早期対応や困難事例に対応するための会議を開催し、関係機関との情報交換や虐待事例の検討等を行いました。

○ 実施状況

実施回数 11 回 参加者数 延べ 206 名

主な参加機関 市町村児童福祉主管課、教育委員会、警察署、医療機関等

ウ 警察との情報共有

「児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書」に基づき、それぞれが保有する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めました。

○ 実施状況

情報提供件数 7,215 件（うち、重篤事案として速報した件数 110 件）

④相談体制の整備

ア 児童虐待防止啓発事業「オレンジリボンキャンペーン」

広く県民に対し、児童虐待問題に関する理解の促進と早期発見のための通告先の周知を図りました。

○ 実施状況

(ア)児童虐待防止啓発グッズを作成し、小学校新1年生及びその保護者等に配布

(イ)児童虐待防止月間である11月を重点に、街頭やイベント等で啓発グッズを配付

イ 休日・夜間相談体制強化事業

専門的な知識を有する相談員が休日・夜間における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）／児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783 ※無料）により電話相談を実施しました。

○ 実施状況

相談件数 1,183 件

ウ SNS 相談体制事業

厚生労働省が構築したコミュニケーションアプリ「LINE」による全国共通の相談

支援システム（「親子のための相談 LINE」）を利用し、SNS による相談を実施しました。（2023 年 2 月～）

○ 実施状況

相談件数 47 件

3 資料

福祉行政報告例等

第1表 児童(・障害者)相談センター別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
中央	809	478	1	2			47	743	60	20	23	66	6	20	19	26	2,320	885	10	
海部	367	285					6	460	29	9	13	26	8	50	21	54	1,328	413		
知多	678	423		3			29	834	57	9	25	59	4	62	31	15	2,229	786		
西三河	908	462		21			13	888	97	13	35	46	5	21	16		2,525	951	4	
豊田加茂	566	255	1	3			27	723	44	5	9	38	2	14	10	18	1,715	653	1	
新城設楽	19	21					4	63	3	1	3	10		41	3	1	169	28	1	
東三河	704	517	1	18			47	881	68	17	49	28	8	22	22	4	2,386	790		
一宮	859	699	5	1			53	870	74	35	16	47	12	30	21	25	2,747	1,067		
春日井	754	474	1				19	594	51	18	19	84	9	17	51	24	2,115	857	2	
刈谷	840	458	2	10		1	38	830	48	18	13	52	9	44	24	7	2,394	934	1	
小計	6,504	4,072	11	58		1	283	6,886	531	145	205	456	63	321	218	174	19,928	7,364	19	
子ども家庭110番		36	2	1		2		4	25		1	129	1	1	29	23	254			
合計	6,504	4,108	13	59		3	283	6,890	556	145	206	585	64	322	247	197	20,182	7,364	19	
構成比	32.2%	20.4%	0.1%	0.3%		0.0%	1.4%	34.1%	2.8%	0.7%	1.0%	2.9%	0.3%	1.6%	1.2%	1.0%	100.0%			

第2表 児童(・障害者)相談センター・経路別受付件数

区分	県			市 町 村			児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等			里 親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	133	11	86	4,557	2	10	30	134	11	3	3,120	9	1	142	11	206	6	15	1	2,380	681	82	58	12,034
女	140	9	83	2,283		14	32	103	12	2	2,654	3		103	8	216	8	16	3	1,525	592	116	40	8,148
計	273	20	169	6,840	2	24	62	237	23	5	5,774	12	1	245	19	422	14	31	4	3,905	1,273	198	98	20,182
構成比	1.4%	0.1%	0.8%	33.9%	0.0%	0.1%	0.3%	1.2%	0.1%	0.0%	28.6%	0.1%	0.0%	1.2%	0.1%	2.1%	0.1%	0.2%	0.0%	19.3%	6.3%	1.0%	0.5%	100.0%

第3表 年齢別・相談種類別受付件数(子ども家庭110番を含む)

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
0 歳	356	341	2	5			1	1							19	18	743	401		
1 歳	407	200					5	99	2						12	1	726	461		
2 歳	417	255					4	136	5					1	32	7	857	502		
3 歳	409	199	1				18	716	46			2	1	3	68	13	1,476	467		
4 歳	352	208		2			6	320	27			2	1	3	39	4	964	418		
5 歳	363	168		2			20	743	73			7	1	32	57	10	1,476	412		
6 歳	383	185		11			15	402	59	2	2	20		46	18	6	1,149	439		
7 歳	416	166	1	9		1	43	599	69	1	4	47	8	40	1	7	1,412	460		
8 歳	379	212		7			12	270	47	8	10	39		28		9	1,021	452		
9 歳	386	177	1	3		1	9	241	34	4	11	34	7	28		6	942	418	1	
10 歳	379	181	1	5			31	601	29	8	23	62	4	32		6	1,362	462	2	
11 歳	353	192		2			9	313	49	11	17	52	4	32		4	1,038	393	2	
12 歳	373	224		2		1	13	313	33	5	25	61	12	16		2	1,080	422		
13 歳	401	265	2	3			19	511	31	20	76	65	5	21		4	1,423	440		
14 歳	324	333	1	3			10	456	31	28	31	71	11	21		5	1,325	352	2	
15 歳	335	289	2	1			18	306	11	29	6	53	3	9		4	1,066	371	4	
16 歳	234	237	2	2			34	451	7	18	1	37	5	4		3	1,035	263	5	
17 歳	230	254		2			13	402	3	9		28	2	5	1	11	960	230	2	
18 歳以上	7	22					3	10		2		5		1		77	127	1	1	
計	6,504	4,108	13	59		3	283	6,890	556	145	206	585	64	322	247	197	20,182	7,364	19	

第4表 相談種類別対応件数(子ども家庭110番を含む)

区 分	面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉司・社会福祉主事指導を含む 福祉事務所送致又は通知(知的障害者福祉)	訓戒・誓約所	児童福祉施設			指定医療機関	里親	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	計
	助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	(入所第27条の再掲3による家庭裁判所送致)	通所						
養護相談	児童虐待相談	4,970	494	45	44		2	700		1	168				24			45	6,493
	その他の相談	3,338	287	132	9			28			122			1	49		3	103	4,072
保健相談		11		1							1								13
障害相談	肢体不自由相談	12		1													42		55
	視聴覚障害相談																		
	言語発達障害等相談	1		2															3
	重症心身障害相談	262															17		279
	知的障害相談	6,856	9	2														1	6,868
	発達障害相談	542	2	8							1								553
非行相談	ぐ犯行為等相談	106	17	9							7					2		1	142
	触法行為等相談	12	5	3	56					96	7	1				8		1	188
育成相談	性格行動相談	507	41	27							5							2	582
	不登校相談	57		6				1											64
	適性相談	316	1	4															321
	育児・しつけ相談	244		10															254
その他の相談		168		25															193
計		17,402	856	275	109		2	729		97	311	1		1	73	10	62	153	20,080
再掲	いじめ相談	16		3															19
	児童買春等被害相談																		

第5表 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

区 分	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
		診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
児童	28,632	1,390	134	888	6,885	1,148	475	41	4,119		12	5,657	3,476	687
(再掲)児童虐待	15,739	433	94	527	432	42	229	28	2,250		7	3,275	2,165	333
(再掲)非行	1,101	22	9	21	83	3	110	3	141			379	132	11
保護者	92,559	2			1		3		8,538	1	4	685	4,084	594
(再掲)児童虐待	51,330	2			1		3		204		4	390	2,304	246
(再掲)非行	2,819								28			49	298	1
その他	204,552	7		2					2,405			1,373	3,629	657
(再掲)児童虐待	113,658	3		2					911			769	1,951	317
(再掲)非行	5,412								33			45	131	
計	325,743	1,399	134	890	6,886	1,148	478	41	15,062	1	16	7,715	11,189	1,938
(再掲)児童虐待	180,727	438	94	529	433	42	232	28	3,365		11	4,434	6,420	896
(再掲)非行	9,332	22	9	21	83	3	110	3	202			473	561	12

第6表 養護相談の理由別対応件数

1 養護相談の理由

区 分	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	1	1	2	13	168	81	24	290
里親委託	3	3	1	6	24	23	13	73
面接指導	96	17	27	242	5,509	3,086	289	9,266
その他	2	3	2	9	792	73	55	936
計	102	24	32	270	6,493	3,263	381	10,565

2 虐待相談(再掲)

(1)虐待相談の児童福祉施設入所内訳

区 分	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	その他	計
児童福祉施設入所	114	19	2	10	23	168

(2)虐待相談の相談種類別・経路

区 分	県			市町村			児童福祉施設・ 指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所 及び 医療機関		学校等			里親	(通告の仲介を含む) 児童委員	
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設				指定支援医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校			教育委員会等
身体的虐待	25	1	16	207	0	3	11	19	40	1	0	604	0	0	54	4	176	1	2	0
性的虐待	3	1	0	21	0	0	0	0	2	0	0	10	0	0	1	0	6	1	1	0
心理的虐待	53	1	21	132	0	3	10	13	9	0	5	3,106	0	0	24	3	130	0	5	1
ネグレクト	43	0	10	73	0	2	8	13	36	0	3	208	0	0	48	0	30	4	1	0
計	124	3	47	433	0	8	29	45	87	1	8	3,928	0	0	127	7	342	6	9	1

区 分	家族						親 戚	近 隣・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	虐待者本人			虐待者以外							
	父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他					
身体的虐待	22	83	2	26	33	24	32	124	46	28	1,584
性的虐待	0	1	0	0	4	1	0	1	5	2	60
心理的虐待	16	68	3	45	55	38	29	304	26	27	4,127
ネグレクト	6	13	1	28	3	17	28	133	4	10	722
計	44	165	6	99	95	80	89	562	81	67	6,493

(3) 虐待相談の主な虐待者

区 分	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	3,087	351	2,897	22	136	6,493

(4) 被虐待児の年齢・相談種類別

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	101	1	938	121	1,161
3歳～就学前児童	258	5	1,023	219	1,505
小学生	630	22	1,354	257	2,263
中学生	390	25	566	91	1,072
高校生・その他	205	7	246	34	492
計	1,584	60	4,127	722	6,493

(5) 児童虐待防止法関係

区 分	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・搜索	援助要請	保護者指導 勧告	一時保護・ 施設措置等	親権喪失審判	親権停止審判	管理権喪失審判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の制限	接近禁止命令
件 数	6,493	1	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 親権・後見人関係

区 分	管理権喪失審判 の請求	親権喪失審判 取消しの請求	親権停止審判 取消しの請求	管理権喪失審判 取消しの請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	2	0	0	0	0	0
承認件数	2	0	0	0	0	0
却下件数	0	0	0	0	0	0
取下げ件数	1	0	0	0	0	0

第7表 障害相談

1 判定書発行件数

用途	就職	就学・就園	福祉サービス	特 扶	別 養	児 手	童 当	その他	計
件数	217	90	168			253		404	1,132

2 療育手帳新規交付・再判定件数

区分	新 規 交 付				再 判 定			
	A判定	B判定	C判定	計	A判定	B判定	C判定	計
中央	35	48	154	237	199	88	174	461
海部	4	23	117	144	82	60	121	263
知多	37	36	162	235	183	103	202	488
西三河	28	50	188	266	188	98	227	513
豊田加茂	26	38	127	191	183	96	171	450
新城設楽	2	1	13	16	12	9	13	34
東三河	35	39	161	235	221	122	229	572
一宮	39	50	181	270	228	115	231	574
春日井	23	28	107	158	138	71	168	377
刈谷	27	50	158	235	233	147	182	562
計	256	363	1,368	1,987	1,667	909	1,718	4,294

3 療育手帳台帳管理件数（年度末現在）

区分	A判定	B判定	C判定	計
中央	507	305	786	1,598
海部	195	175	503	873
知多	538	347	838	1,723
西三河	490	358	939	1,787
豊田加茂	443	282	653	1,378
新城設楽	30	29	62	121
東三河	562	355	888	1,805
一宮	579	383	1,007	1,969
春日井	361	246	669	1,276
刈谷	445	353	747	1,545
計	4,150	2,833	7,092	14,075

4 特別児童扶養手当診断書発行件数

件数	667
----	-----

第8表 里親の状況

1 里親の登録数と委託状況

区 分	全体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
認定及び登録里親数(世帯数)	625※5	606	26	11	377
新規登録(2022年度)	81※5	80	1	0	47
児童が委託されている里親数(世帯数)	149※6	128	12	9	6
新規委託(2022年度中)		46	3	0	6
委託解除(2022年度中)		31	1	2	12

※5 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※6 全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない。

2 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

事業所数	定数	前年度末在籍		入所		退所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
7	41	33	0	3	0	8	0	28	0

3 里親に委託された児童

区 分		新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)														年度末現在委託児童数
						解 除										変 更				
		児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	計	保護の必要がなくなり帰宅	普通養子縁組	特別養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	計		
里親に委託されている児童		23	32	24	79	11	0	20	7	0	0	4	10	52	6	3	5	14	194	
(里親の種類別)	養育里親に委託されている児童	20	23	18	61	11	0	1	5	0	0	4	7	28	6	3	4	13	147	
	専門里親に委託されている児童	0	3	3	6	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	17	
	親族里親に委託されている児童	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0	0	0	16	
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	3	6	3	12	0	0	19	0	0	0	0	0	19	0	0	1	1	14	
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)		3	0	0	3	0	0	0	3	0	0	1	2	6	1	0	1	2	28	

4 年齢階級別委託児童数

区 分		年齢階級別委託児童数(年度末)			
		3歳未満	3～6歳	7歳以上	計
里親に委託されている児童		23	57	114	194
(里親の種類別)	養育里親に委託されている児童	15	50	82	147
	専門里親に委託されている児童	0	1	16	17
	親族里親に委託されている児童	0	0	16	16
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	8	6	0	14
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)		0	4	24	28

第9表 一時保護の状況

1 所内保護分

区 分		前年度末継続保護	受付(年度中)				対応(年度中)							年度末継続保護	
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所に 機 関 に 移 送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計		延日数
養護	児童虐待	23	61	203	115	63	48	3	8	0	255	124	438	12,061	27
	その他	16	46	102	101	62	44	14	20	0	145	85	308	6,663	19
障 害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行		1	0	7	15	6	11	0	1	2	9	5	28	692	1
育 成		0	0	3	0	2	1	0	0	0	1	3	5	83	0
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		40	107	315	231	133	104	17	29	2	410	217	779	19,499	47
延日数							4,597	598	175	74	8,738	5,317	19,499		

2 委託保護分

区 分		前年度末継続委託保護	委託(年度中)				委託解除(年度中)											年度末継続委託保護
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	警察等	児童福祉施設						里親	その他	計	延日数	
								児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	治療施設	児童心理	障害児関係施設					
養護	児童虐待	44	268	428	304	179	120	739	60	0	6	28	0	168	63	1,184	20,025	39
	その他	38	335	261	288	270	126	550	89	0	9	39	2	197	135	1,147	18,289	45
障害		1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3	4	87	0
非行		3	0	1	19	6	1	10	0	0	0	0	0	2	15	28	820	1
育成		0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3	20	0
保健・その他		0	0	6	8	2	0	1	0	0	0	0	0	12	2	15	198	1
計		86	603	696	621	461	247	1,301	149	0	15	68	2	379	220	2,381	39,439	86
延日数							247	17,305	5,484	0	368	1,128	37	5,323	9,547	39,439		

区 分		対応(年度中)						
		児童福祉施設入所	里親委託	その他の児童相談機関に送致	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計
養護	児童虐待	175	28	34	0	424	523	1,184
	その他	149	48	31	1	483	435	1,147
障害		2	0	0	0	0	2	4
非行		2	0	2	1	8	15	28
育成		1	0	0	0	1	1	3
保健・その他		0	0	0	0	5	10	15
計		329	76	67	2	921	986	2,381
延日数								

第10表 市町村別・相談種類別受付件数

区分		養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計
		児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
中 央	瀬戸市	141	93		1			21	143	4		3	9	1	4		2	422
	尾張旭市	78	87					7	99	8	1	3	9		2	2	4	300
	豊明市	85	34					2	85	8	4	2	2	2	2		1	227
	日進市	86	44	1				2	100	13	4	2	5			1	3	261
	清須市	111	57		1			7	67	9	3	1	8	1		4		269
	北名古屋	154	67					6	84	6	2	3	12		7	6	2	349
	長久手市	66	36					1	77	4	4	5	7		4	1		205
	東郷町	54	23					1	65	5		4	9	1		2		164
	豊山町	33	21						23	2			2	1	1	2	2	87
	管 外	1	16							1	2		3			1	12	36
	小計	809	478	1	2			47	743	60	20	23	66	6	20	19	26	2,320
海 部	津島市	51	42					2	74	2	1	1	4		4	6	7	194
	愛西市	60	27						64	2	1	1	5	1	11		1	173
	弥富市	32	44						64	1		2	2	1	3	2	9	160
	あま市	127	65					1	146	14	6	6	10	1	13	8	3	400
	大治町	67	51					2	52	4		3	3	1	7	1		191
	蟹江町	30	33					1	54	5				2	8	2		135
	飛島村								6									6
	管 外		23							1	1		2	2	4	2	34	69
	小計	367	285					6	460	29	9	13	26	8	50	21	54	1,328
知 多	半田市	141	83		1			6	174	4	3	8	15		13	8	2	458
	常滑市	60	44					2	55	5		10	4		4	1	1	186
	東海市	162	68					4	167	12		2	9	1	7	3		435
	大府市	72	41					8	125	10	2	1	4	2	4	7	1	277
	知多市	79	91		1			5	101	7		1	11	1	6	3	2	308
	阿久比町	30	11		1				43	3			5		11	2		106
	東浦町	57	37					3	53	9	4	1	2		3	1	2	172
	南知多町	3	1						5				3		1			13
	美浜町	6	8						35	2		1	2			2	1	57
	武豊町	64	26					1	75	5		1	4		13	3	1	193
	管 外	4	13						1							1	5	24
	小計	678	423		3			29	834	57	9	25	59	4	62	31	15	2,229
西 三 河	岡崎市	667	343		15			13	545	58	9	31	32	2	17	9		1,741
	西尾市	150	65		6				276	29	3	3	7	1	3	7		550
	幸田町	70	29						67	8		1	1		1			177
	管 外	21	25							2	1		6	2				57
	小計	908	462		21			13	888	97	13	35	46	5	21	16		2,525

区分		養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計
		児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
豊田加茂	豊田市	492	203	1	3			23	603	36	3	9	31		11	8	13	1,436
	みよし市	64	32					3	116	8	1		4		2		1	231
	管 外	10	20					1	4		1		3	2	1	2	4	48
	小計	566	255	1	3			27	723	44	5	9	38	2	14	10	18	1,715
新城設楽	新城市	19	18					3	56	3		3	9		37	3	1	152
	設楽町							1	3									4
	東栄町		1						3						2			6
	豊根村								1						1			2
	管 外		2								1		1		1			5
	小計	19	21					4	63	3	1	3	10		41	3	1	169
東三河	豊橋市	409	319	1	10			25	478	37	9	37	21	5	11	8	3	1,373
	豊川市	163	119		5			9	247	22	6	12	3	3	7	12	1	609
	蒲郡市	100	46		1			3	91	6			2		1	1		251
	田原市	27	15		2			10	64	1			2		2			123
	管 外	5	18						1	2	2				1	1		30
	小計	704	517	1	18			47	881	68	17	49	28	8	22	22	4	2,386
一宮	一宮市	475	387	2				30	414	34	11	9	21	3	13	13	12	1,424
	犬山市	66	65					5	74	8	1	1	2		1	2		225
	江南市	94	51	2				5	110	15	3	1	6	1	7			295
	稲沢市	116	77					10	152	6	1	1	9	2	6	2	6	388
	岩倉市	45	41		1			1	57	4	2	1	2	1		3		158
	大口町	16	20						26	2	10			1	2			77
	扶桑町	30	27					2	35	3	1	2	4					104
	管 外	17	31	1					2	2	6	1	3	4	1	1	7	76
	小計	859	699	5	1			53	870	74	35	16	47	12	30	21	25	2,747
春日井	春日井市	395	277					14	388	31	3	8	59	6	11	42	8	1,242
	小牧市	357	169					5	205	18	15	11	24	1	5	7	6	823
	管 外	2	28	1					1	2			1	2	1	2	10	50
	小計	754	474	1				19	594	51	18	19	84	9	17	51	24	2,115
刈谷	碧南市	95	54	1	1			2	97	10	1	2	4		9	2		278
	刈谷市	182	119		4		1	15	208	13	2	3	18	3	11	10	1	590
	安城市	299	137		3			17	296	13	5	5	17	3	12	2	2	811
	知立市	158	71					2	133	7	4	3	7	1	8	4	2	400
	高浜市	81	51	1	2			2	89	5	4		3	1	4			243
	管 外	25	26						7		2		3	1		6	2	72
	小計	840	458	2	10		1	38	830	48	18	13	52	9	44	24	7	2,394
子ども家庭１１０番			36	2	1		2		4	25		1	129	1	1	29	23	254
合 計		6,504	4,108	13	59		3	283	6,890	556	145	206	585	64	322	247	197	20,182

第11表 相談受付・処理件数等の年度推移

1 相談種類別受付件数の年度推移

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲 いじめ相談
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
2018年度	4,774	3,710	19	57	8	9	291	6,326	515	168	173	691	135	328	436	126	17,766	43
2019年度	5,914	4,242	17	77	2	6	280	6,432	501	177	198	704	84	341	509	145	19,629	16
2020年度	6,060	4,356	19	79	4	12	273	6,222	419	114	166	648	90	298	309	127	19,196	29
2021年度	6,698	4,462	22	54	1	4	278	7,315	502	124	135	612	87	390	318	140	21,142	62
2022年度	6,504	4,108	13	59	0	3	283	6,890	556	145	206	585	64	322	247	197	20,182	19

2 対応別件数の年度推移

区 分	当年度受付件数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知（知的障害者）	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	当年度処理件数	当年度未処理件数
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	法第27条の3によ家庭裁判所	送致（入所の再掲）							
2018年度	17,766	15,289	870	201	101	0	0	2	427	0	96	332	0	0	0	51	8	91	223	17,691	828
2019年度	19,629	17,135	922	183	136	0	0	3	630	0	92	304	0	0	2	81	8	192	241	19,929	506
2020年度	19,196	16,242	927	223	116	0	0	4	848	0	101	279	1	0	2	68	0	129	188	19,127	578
2021年度	21,142	18,110	939	247	110	0	0	1	803	0	67	291	0	1	4	82	9	83	197	20,944	726
2022年度	20,182	17,402	856	275	109	0	0	2	729	0	97	311	1	0	1	73	10	62	153	20,080	877

3 対応延件数の推移（福祉行政報告例第48表）

区分	虐待相談	非行相談	その他	計
2018年度	131,571	10,454	117,681	259,706
2019年度	163,197	11,445	121,906	296,548
2020年度	163,319	9,754	143,342	316,415
2021年度	182,975	8,546	156,476	347,997
2022年度	197,649	10,831	164,160	372,640

4 養護相談（対応件数）の理由別状況の年度推移

区分	保護者等の				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
2018年度	80	18	28	290	4,731	2,807	410	8,364
2019年度	73	23	30	239	6,045	3,641	332	10,383
2020年度	93	39	37	287	6,019	3,451	445	10,371
2021年度	113	30	35	299	6,588	3,525	414	11,004
2022年度	102	24	32	270	6,493	3,263	381	10,565

5 虐待相談の推移

(1) 受付経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
2018年度	290	28	392	41	367	0	0	110	100	2,946	195	262	4,731
2019年度	408	62	529	49	472	6	0	119	95	3,774	222	309	6,045
2020年度	395	65	577	68	392	1	0	94	97	3,785	214	331	6,019
2021年度	491	105	644	92	469	3	1	112	101	3,951	270	349	6,588
2022年度	489	89	562	81	433	1	0	127	133	3,928	355	295	6,493

(2) 虐待の種別

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
2018年度	1,356	714	51	2,610	4,731
2019年度	1,749	746	66	3,484	6,045
2020年度	1,545	716	72	3,686	6,019
2021年度	1,627	732	63	4,166	6,588
2022年度	1,584	722	60	4,127	6,493

(3) 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
2018年度	2,194	328	2,039	36	134	4,731
2019年度	2,794	347	2,712	26	166	6,045
2020年度	2,789	342	2,713	27	148	6,019
2021年度	2,992	368	2,981	32	215	6,588
2022年度	3,087	351	2,897	22	136	6,493

(4) 対応状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
2018年度	3,553	520	14	5	32	126	14	384	83	4,731
2019年度	4,636	575	17	2	48	139	21	533	74	6,045
2020年度	4,383	556	27	1	50	118	20	816	48	6,019
2021年度	4,945	578	39	1	46	146	17	756	60	6,588
2022年度	4,970	494	45	1	44	168	24	700	47	6,493

6 一時保護人員（年度中対応）の推移

（１）保護所実施分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2018年度	372	10,271	327	8,541	0	0	49	1,106	3	75	751	19,993
2019年度	448	12,561	349	7,754	1	14	55	1,252	2	154	855	21,735
2020年度	454	8,781	387	6,718	1	70	38	900	7	223	887	16,692
2021年度	459	12,556	337	5,643	0	0	37	824	4	61	837	19,084
2022年度	442	12,061	311	6,663	0	0	28	692	5	83	786	19,499

（２）一時保護委託分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2018年度	787	12,286	769	12,027	5	78	50	662	3	213	1,614	25,266
2019年度	950	15,900	944	15,308	10	412	82	1,188	9	112	1,995	32,920
2020年度	830	17,541	864	16,627	5	286	46	529	14	155	1,759	35,138
2021年度	976	21,663	1,001	19,026	6	170	44	909	4	189	2,031	41,957
2022年度	1,179	20,025	1,154	18,289	3	87	26	820	19	218	2,381	39,439

第12表 市町村別人口・児童数

人口：2023年4月1日現在、18歳未満の児童数：2023年10月1日現在（人口動向調査）

(単位：人)

児童	障害者	市町村名	人 口	18歳未満の 児童数	児童	障害者	市町村名	人 口	18歳未満の 児童数			
中央	中	瀬戸市	126,543	18,656	西 三 河	西 三 河	岡崎市	382,036	62,334			
		尾張旭市	83,121	13,597			西尾市	167,737	27,757			
		豊明市	68,570	10,086			幸田町	42,143	7,988			
		日進市	92,767	17,568			小計	591,916	98,079			
		清須市	66,897	10,807	豊田市		415,994	64,610				
		北名古屋市	86,323	14,171	みよし市		62,092	10,522				
		長久手市	60,908	11,835	小計		478,086	75,132				
		東郷町	43,778	7,798	碧南市		71,919	11,751				
		豊山町	15,661	2,730	刈谷市		153,241	24,880				
		小計	644,568	107,248	刈 谷		河	安城市	186,487	31,561		
海部	津島市	59,450	7,651	知立市		71,973		11,441				
	愛西市	59,464	8,157	高浜市		46,133		8,257				
	弥富市	42,466	6,176	小計		529,753		87,890				
	あま市	85,699	13,680	新 城 設 楽		東 三 河		新城市	42,374	5,347		
	大治町	32,781	5,819					設楽町	4,059	356		
	蟹江町	36,852	5,254					東栄町	2,714	265		
	飛鳥村	4,401	720					豊根村	926	87		
	小計	321,113	47,457					小計	50,073	6,055		
	知多	央	半田市					115,779	17,570	東 三 河	河	豊橋市
			常滑市		58,005		9,703	豊川市	184,195			29,569
東海市			112,605		19,079		蒲郡市	78,219	11,265			
大府市			93,056		16,657		田原市	57,512	8,481			
知多市			82,588		12,617		小計	685,606	105,400			
阿久比町			28,094	5,464	合計			5,155,702	814,290			
東浦町			49,579	7,984								
南知多町			15,533	1,598								
美浜町			21,743	2,517								
武豊町			43,224	6,891								
小計	620,206	100,080										
一宮	一宮市	375,231	56,560									
	犬山市	71,952	10,238									
	江南市	96,677	14,255									
	稲沢市	132,219	19,758									
	岩倉市	47,710	6,898									
	大口町	24,250	4,209									
	扶桑町	34,207	5,531									
	小計	782,246	117,449									
春日井	春日井市	305,592	47,331									
	小牧市	146,543	22,169									
	小計	452,135	69,500									

第13表 児童福祉施設入所状況

2023年4月1日現在（措置のみ）

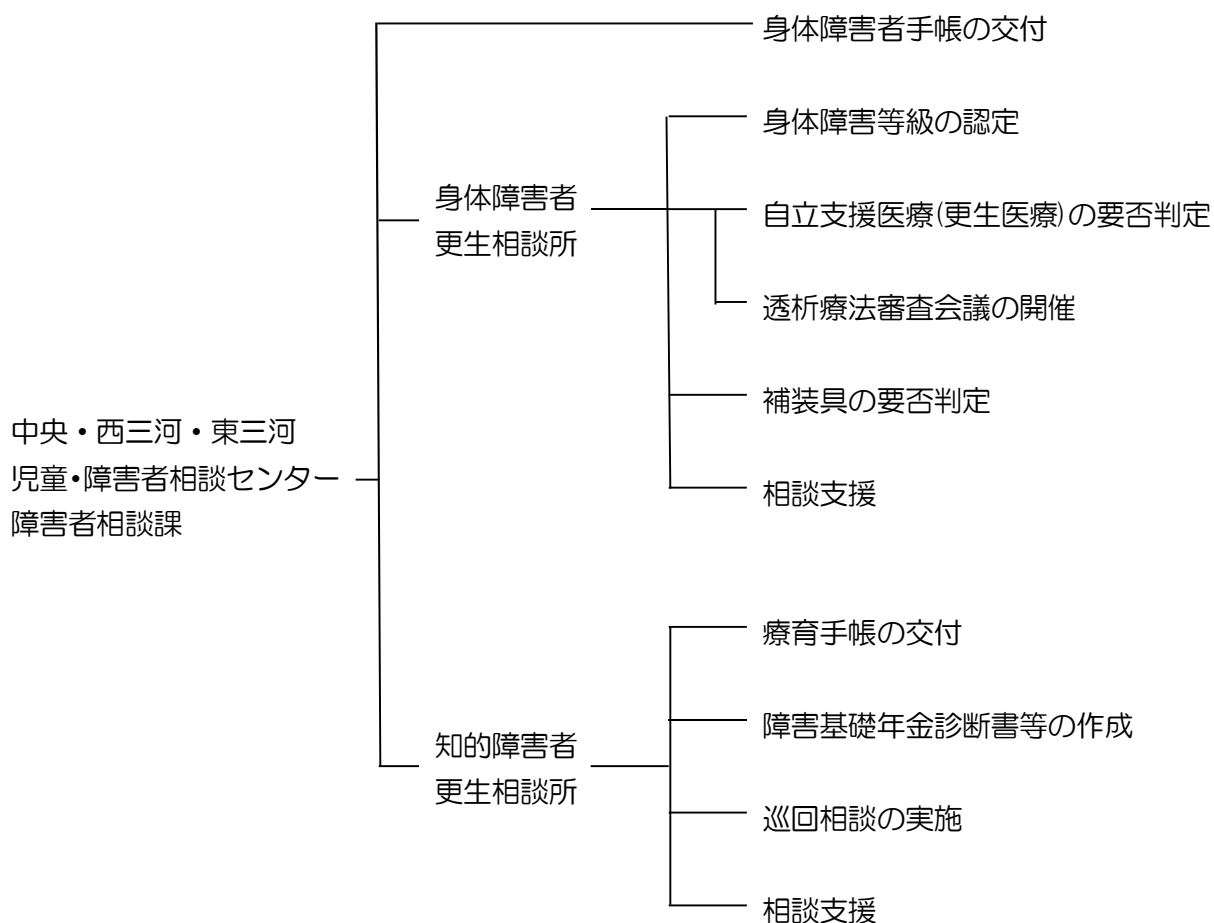
施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)
乳児院	豊橋ひかり乳児院	36	20	福祉型障害児 入所施設	岩崎学園	30	30
	竜陽園	20	13		豊橋ゆたか学園	40	38
	赤ちゃんの家さくらんぼ	20	11		若草学園	50	38
	ひよこハウス	20	8		小原学園	40	28
	波うさぎ	12	8		トイBOX	40	23
児童養護施設	豊橋平安寮	70	51		医療療育総合センター（はるひの家）	33	18
	豊橋若草育成園	50	34		米山寮盲児部	17	7
	岡崎平和学園	48	43		愛松学園（名古屋）	—	2
	プティヴィラージュ	45	39		Share金沢（金沢）	—	1
	子どもの家ともいき	45	29		済美学院（三重）	—	1
	照光愛育園	40	28	医療型障害児 入所施設	医療療育総合センター（こぼと棟）	120	3
	宇宙	48	39		青い鳥医療療育センター	170	21
	光輝寮	42	37		三河青い鳥医療療育センター	140	15
	あいさんテラス	50	50		信愛医療療育センター	60	7
	オリーブ	50	49		聖隷おおぞら療育センター（静岡）	—	2
	梅ヶ丘学園	60	47		信濃医療福祉センター（長野）	—	1
	なかよしこよし	30	28		にじいろのいえ	34	1
	溢愛館	30	17	指定発達支援 医療機関	東名古屋病院	—	5
	クローバーライト	24	24		敦賀医療センター（福井）	—	2
	知多学園美桜の杜	34	29		天竜病院（静岡）	—	2
	八楽児童寮	30	23		長良医療センター（岐阜）	—	1
	暁学園	23	14		鈴鹿病院（三重）	—	1
	蒲生会大和荘	63	52	里 親		—	194
	中日青葉学園あおば館	35	34	ファミリーホーム		—	29
	赤羽根学園	41	33	総 計		—	1,160
	名古屋文化キンダーホルト	42	39				
	風の色	30	28				
	南山寮（名古屋）	—	1				
	天理教三重互助園（三重）	—	1				
	おさひめチャイルドキャンプ（長野）	—	1				
児童心理 治療施設	愛厚ならわ学園	45	43				
	中日青葉学園わかば館	35	26				
	悠（三重）	—	1				
児童自立支援施設	愛知学園	64	12				
	玉野川学園（名古屋）	—	1				

第3 障害者相談

1 概要

中央・西三河・東三河の各児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、身体障害者手帳の交付（名古屋市及び中核市を除く。）、自立支援医療（更生医療）の要否判定（名古屋市を除く。）、補装具の要否判定（同）、18歳以上の知的障害者への療育手帳の交付（同）などの業務を行っている。

また、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターに障害者相談担当を配置し、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。



（注） 相談支援に関しては、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターにおいても対応している。

2 業務内容

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

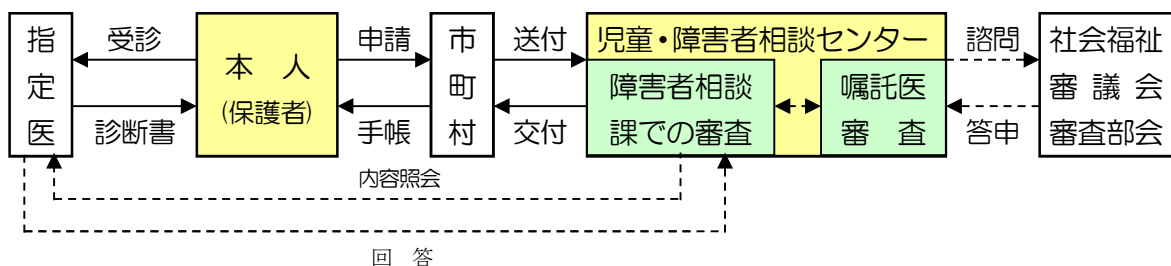
〔根拠法令〕身体障害者福祉法第15条第4項

都道府県知事は、申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

＜身体障害者福祉法別表＞

- ①視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ0.1以下のものなど
- ②聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のものなど
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

			重度 ← 軽度						
種別	等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)
外部機能障害	視覚障害		○	○	○	○	○	○	—
	聴覚・平衡機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—
	音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—
	肢体不自由	上肢・下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害	○	○	○	—	○	—	—
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	○	○	○	○	△
内部障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害		○	—	○	○	—	—	—
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—

(注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上重複する場合に6級の手帳を交付する。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支 給 例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
そ の 他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

(3) 透析療法審査会議の開催

市町村が行う自立支援医療（更生医療）のうち腎臓機能障害に係る人工透析療法が適正に給付されるよう「愛知県透析療法審査会議」を開催し、人工透析療法の開始・継続の要否や開始時期などについて審査を行う。

〔根 拠〕 愛知県透析療法審査会議設置要領

〔設置時期〕 1982年2月1日

〔構 成 員〕 医師6名（任期2年）

〔開催状況〕 毎月1回開催

(4) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、視覚障害者安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

(5) 療育手帳の交付

18 歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根 拠〕 愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備 考
A	最重度	I Q20 以下	・ 知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。
	重 度	I Q21～35	
B	中 度	I Q36～50	・ 障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
C	軽 度	I Q51～75	

(6) 障害基礎年金診断書等の作成

知的障害者の障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の作成、就労支援のための判定書の交付などを行う。

(7) 巡回相談の実施

要介護度が高いなどの理由によりセンターに来所することが困難な知的障害者及びその保護者を対象に、身近な地域に出向いて巡回相談を実施する。

〔根 拠〕 知的障害者巡回相談実施要領

〔内 容〕 療育手帳の相談判定、障害基礎年金診断書等の作成など

〔2022 年度の実施状況〕 年 4 6 回

一宮市（12回）、瀬戸市（2回）、春日井市（3回）、津島市（3回）、
半田市（12回）、刈谷市（6回）、豊田市（8回）

(8) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的・職能的判定、市町村への技術的援助などを行う。

〔根 拠〕 身体障害者福祉法第 11 条第 2 項、知的障害者福祉法第 12 条第 2 項

【参考】身体・知的障害者更生相談所業務の概要

	国 【制度設計】	県【広域事務・連絡調整】		市町村 【援護の実施】
		本 庁	更生相談所	
身体障害者 更生相談所 の設置運営	○身体障害者福祉法 第 11 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
身体障害者 手帳の交付	○身体障害者福祉法 第 15～17 条	○法施行細則制定 ○社会福祉審議会 ○医師の指定	○身障手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付
障害程度 認 定	○障害程度等級表 ○認定基準、認定要 領、疑義解釈	○認定基準、認定 要領等制定 ○身障審査部会 ○審査請求対応	○障害程度の認定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・身障審査部会	○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定
自 立 支 援 医 療 (更生医療)	○障害者総合支援法 第 52～75 条 ○支給認定実施要綱	○実施要綱の制定 ○医療機関の指定 ○医療費審査支払 ○透析審査会議	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・透析審査会議	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 ・支給決定
補 装 具	○障害者総合支援法 第 76 条 ○補装具の種目及び 費用額等の基準 ○事務取扱指針	○事務処理要領の 制定 ○市町村への情報 提供・連絡調整	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ○適合判定 ○市町村、補装具業 者等への助言	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 (一部種目) ・適合確認 ・支給決定
知的障害者 更生相談所 の設置運営	○知的障害者福祉法 第 12 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
療育手帳の 交 付	○療育手帳制度要綱 ○運用通知	○実施要綱の制定 ○審査請求対応	○障害程度の判定 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・調査表判定 ○療育手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付 ○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定

3 障害者相談業務の実施状況

(1) 2022年度 身体障害者相談件数

(件)

区 分		中 央 児童・障害者 相談センター	西 三 河 児童・障害者 相談センター	東 三 河 児童・障害者 相談センター	計
相談実件数		20,717	8,334	3,360	32,411
相 談 内 容	身体障害者手帳	8,943	2,456	1,327	12,726
	医 学 診 断	5,402	1,495	842	7,739
	更 生 医 療	5,138	3,433	754	9,325
	補 装 具	1,411	1,005	457	2,873
	職 業	0	0	0	0
	施 設 入 所	3	0	0	3
	そ の 他	0	0	0	0
	計	20,897	8,389	3,380	32,666
判 定 内 容	等 級 診 断	8,846	2,425	1,316	12,587
	医 学 判 定	167	121	59	347
	更生医療判定	4,793	3,429	754	8,976
	補装具判定	1,488	995	444	2,927
	心 理 判 定	3	0	0	3
	職 能 判 定	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
	計	15,297	6,970	2,573	24,840
判定書交付件数		6,284	4,424	1,198	11,906

(2) 身体障害者相談件数の推移

(件)

区 分		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
相談実件数		33,272	33,595	31,196	33,299	32,411
相 談 内 容	身障手帳	14,303	14,449	13,830	13,321	12,726
	医学診断	9,654	9,267	8,091	8,330	7,739
	更生医療	8,278	8,660	6,569	8,971	9,325
	補 装 具	3,103	3,191	3,003	2,940	2,873
	そ の 他	2	3	3	1	3
	計	35,340	35,570	31,496	33,563	32,666

(3) 2022 年度 身体障害者手帳新規交付件数(障害別・等級別)

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		105	195	36	59	92	7	494	6.3
聴 覚 障 害		0	4	46	152	2	298	502	6.4
平衡機能障害		0	0	0	0	1	0	1	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		2	2	69	25	0	0	98	1.2
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	697	219	112	43	23	41	1,135	14.4
	下 肢 不 自 由	70	80	106	158	64	65	543	6.9
	体 幹	245	360	216	1	33	0	855	10.8
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	1,012	659	434	202	120	106	2,533	32.1
内 部 障 害	心 臓 機 能	1,139	1	234	103	0	0	1,477	18.7
	呼 吸 器 機 能	121	0	376	581	0	0	1,078	13.6
	腎 臓 機 能	105	1	346	315	0	0	767	9.7
	膀胱・直腸機能	0	0	26	860	0	0	886	11.2
	小 腸 機 能	2	1	2	4	0	0	9	0.1
	免 疫 機 能	1	11	12	3	0	0	27	0.3
	肝 臓 機 能	11	7	5	7	0	0	30	0.4
	小 計	1,379	21	1,001	1,873	0	0	4,274	54.1
合 計		2,498	881	1,586	2,311	215	411	7,902	
構成比 %		31.6	11.1	20.1	29.2	2.7	5.2		

(注) 障害区分については、代表部位で計上しています。

構成比については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(4) 身体障害者手帳新規交付件数（等級別）の推移

(件)

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
1 級	2,662	2,685	2,611	2,474	2,498
2 級	910	1,017	992	879	881
3 級	2,031	2,014	1,822	1,697	1,586
4 級	2,582	2,469	2,454	2,223	2,311
5 級	277	255	230	196	215
6 級	407	405	431	375	411
計	8,869	8,845	8,540	7,844	7,902

(5) 身体障害者手帳新規交付件数(障害別)の推移

(件)

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
視 覚 障 害	405	461	421	350	494
聴 覚 障 害	523	503	523	493	502
平 衡 機 能 障 害	3	0	8	1	1
音声・言語・そしゃく障害	129	145	117	116	98
肢 体 不 自 由	3,028	3,086	2,877	2,530	2,533
内 部 障 害	4,781	4,650	4,594	4,354	4,274
計	8,869	8,845	8,540	7,844	7,902

(6) 自立支援医療(更生医療)要否判定件数の推移

(件)

区 分		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
腎 臓	人 工 透 析	6,440	6,654	5,047	6,851	6,852
	免疫抑制等	924	944	725	1,014	1,060
心 臓		399	422	410	455	480
肢体不自由		84	96	46	68	57
そ の 他		440	465	345	514	527
計		8,287	8,581	6,573	8,902	8,976

(7) 2022 年度 透析療法審査件数

(件)

区 分		中 央	西三河	東三河	計
審査件数		3, 699	2, 648	505	6, 852
内 訳	審査会議での審査件数	1, 092	759	140	1, 991
	その他の審査件数	2, 607	1, 889	365	4, 861

(8) 補装具判定件数の推移

(件)

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
義肢(義手・義足)	395	352	255	353	342
装 具	1,116	1,307	985	1,081	937
座 位 保 持 装 置	221	204	158	190	274
補 聴 器	779	771	780	780	763
車椅子・電動車椅子	546	612	541	550	583
そ の 他	55	39	28	46	28
計	3,112	3,285	2,747	3,000	2,927

(9) 2022年度 知的障害者相談件数

(件)

区 分		中 央	西 三 河	東 三 河	計
相談実件数		2,360	1,588	807	4,755
相 談 内 容	療 育 手 帳	2,204	1,405	733	4,342
	生 活	111	144	53	308
	職 業	23	21	20	64
	そ の 他	20	55	1	76
	計	2,358	1,625	807	4,790
判 定 内 容	医 学 的 判 定	147	166	58	371
	心 理 学 的 判 定	2,151	1,366	670	4,187
	職 能 的 判 定	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
	計	2,298	1,532	728	4,558
判定書等交付件数		2,706	1,612	800	5,118

(10) 知的障害者相談件数の推移

(件)

区 分		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
相談実件数		4,347	4,505	4,628	5,109	4,755
相 談 内 容	療育手帳	3,913	2,252	4,272	4,634	4,342
	生 活	352	122	222	395	308
	職 業	55	36	84	62	64
	そ の 他	74	27	99	119	76
	計	4,394	2,437	4,677	5,210	4,790

(11) 知的障害者各種判定件数の推移

(件)

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
医 学 的 判 定	451	430	290	433	371
心 理 学 的 判 定	3,689	3,894	4,100	4,521	4,187
職 能 的 判 定	1	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
計	4,141	4,324	4,390	4,954	4,558

(12) 知的障害者判定書等交付件数の推移

(件)

区 分		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
療育手帳	新 規	207	234	212	230	261
	再判定	2,820	2,920	3,158	3,409	3,369
	再交付	333	333	330	358	358
	小 計	3,360	3,487	3,700	3,997	3,988
年金等診断書		330	301	206	345	296
そ の 他		910	1,061	889	1,183	834
計		4,600	4,849	4,795	5,525	5,118

4 資 料

[第1表] 2022年度 身体障害者手帳新規交付件数（市町村別）

（件）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
中央児童・障害者相談センター管内	瀬戸市	111	38	56	92	5	21	323
	半田市	77	24	36	87	6	13	243
	春日井市	235	70	124	225	15	33	702
	津島市	51	19	32	68	4	21	195
	犬山市	61	18	23	57	3	5	167
	常滑市	35	13	19	34	3	13	117
	江南市	87	44	62	71	4	12	280
	小牧市	95	40	98	102	5	12	352
	稲沢市	109	33	73	91	8	21	335
	東海市	78	24	36	50	4	10	202
	大府市	52	21	28	35	4	17	157
	知多市	46	19	31	54	6	11	167
	尾張旭市	51	16	41	67	6	5	186
	岩倉市	29	6	42	27	3	5	112
	豊明市	50	15	33	47	6	8	159
	日進市	59	12	24	41	7	12	155
	愛西市	71	27	39	71	4	11	223
	清須市	44	14	40	34	2	11	145
	北名古屋市	47	17	51	61	10	5	191
	弥富市	28	9	13	45	0	2	97
	あま市	51	28	49	65	12	13	218
	長久手市	29	6	17	11	7	4	74
	東郷町	24	8	14	31	2	2	81
	豊山町	9	9	11	7	0	3	39
	大口町	22	15	6	9	1	3	56
	扶桑町	28	15	14	16	4	4	81
	大治町	23	8	19	18	1	1	70
	蟹江町	29	1	12	36	0	8	86
	飛島村	4	0	2	1	1	2	10
	阿久比町	21	5	13	7	0	2	58
	東浦町	41	10	9	42	3	8	113
	南知多町	10	9	17	13	1	3	53
	美浜町	18	7	17	18	3	2	65
	武豊町	31	10	14	25	2	8	90
	小 計	1,756	610	1,115	1,668	142	311	5,602

(続き)

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
西三河管内	碧 南 市	47	12	26	42	4	8	139
	刈 谷 市	80	37	52	70	9	14	262
	安 城 市	94	49	74	73	12	17	319
	西 尾 市	97	39	89	114	13	16	368
	知 立 市	37	10	27	26	4	1	105
	高 浜 市	20	7	23	24	6	5	85
	み よ し 市	34	13	24	32	0	3	106
	幸 田 町	20	9	10	33	2	3	77
	小 計	429	176	325	414	50	67	1,461
東三河管内	豊 川 市	129	40	59	96	10	16	350
	蒲 郡 市	69	30	40	64	6	9	218
	新 城 市	43	11	16	34	3	3	110
	田 原 市	57	13	25	27	4	4	130
	設 楽 町	7	0	4	5	0	0	16
	東 栄 町	6	1	1	3	0	0	11
	豊 根 村	2	0	1	0	0	1	4
	小 計	313	95	146	229	23	33	839
合 計		2,498	881	1,586	2,311	215	411	7,902
構成比 %		31.6	11.1	20.1	29.2	2.7	5.2	

(注) 構成比については、端数処理の関係で合計が 100 にならない場合があります。(次表以下同じ。)

[第2表] 2022年度 障害別・等級別身体障害者手帳新規交付件数（センター別）

1 中央児童・障害者相談センター

（件）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		69	134	25	41	65	4	338	6.0
聴 覚 障 害		0	2	36	109	2	234	383	6.8
平衡機能障害		0	0	0	0	1	0	1	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		2	0	49	18		0	69	1.2
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	562	125	75	32	11	29	834	14.9
	下 肢 不 自 由	52	52	61	104	37	44	350	6.3
	体 幹	136	282	159	0	26	0	603	10.8
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	750	459	295	136	74	73	1,787	32.0
内 部 障 害	心 臓 機 能	785	0	149	85	0	0	1,019	18.2
	呼 吸 器 機 能	97	0	271	571	0	0	939	16.8
	腎 臓 機 能	41	0	261	55	0	0	357	6.4
	膀胱・直腸機能	0	0	15	644	0	0	659	11.8
	小 腸 機 能	2	1	2	0	0	0	5	0.0
	免 疫 機 能	0	7	8	3	0	0	18	0.3
	肝 臓 機 能	10	7	4	6	0	0	27	0.5
小 計		935	15	710	1,364	0	0	3,024	54.0
合 計		1,756	610	1,115	1,668	142	311	5,602	
構成比 %		31.3	10.9	19.9	29.8	2.5	5.6		

（注）障害区分については、代表部位で計上しています。（3センター共通）

2 西三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		18	33	5	11	19	3	89	6.1
聴 覚 障 害		0	1	5	31	0	45	82	5.6
平衡機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	2	13	2	0	0	17	1.2
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	87	59	25	8	10	6	195	13.3
	下 肢 不 自 由	11	16	20	34	16	13	110	7.5
	体 幹	71	62	38	0	5	0	176	12.0
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	169	137	83	42	31	19	481	32.9
内 部 障 害	心 臓 機 能	202	0	77	15	0	0	294	20.1
	呼 吸 器 機 能	10	0	88	7	0	0	105	7.2
	腎 臓 機 能	28	1	44	184	0	0	257	17.6
	膀胱・直腸機能	0	0	6	121	0	0	127	8.7
	小 腸 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	免 疫 機 能	1	2	3	0	0	0	6	0.4
	肝 臓 機 能	1	0	1	1	0	0	3	0.2
	小 計	242	3	219	328	0	0	792	54.2
合 計		429	176	325	414	50	67	1,461	
構成比 %		29.4	12.0	22.2	28.3	3.4	4.6		

3 東三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		18	28	6	7	8	0	67	8.0
聴 覚 障 害		0	1	5	12	0	19	37	4.4
平 衡 機 能 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	0	7	5	0	0	12	1.4
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	48	35	12	3	2	6	106	12.6
	下 肢 不 自 由	7	12	25	20	11	8	83	9.9
	体 幹	38	16	19	1	2	0	76	9.1
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	93	63	56	24	15	14	265	31.6
内 部 障 害	心 臓 機 能	152	1	8	3	0	0	164	19.5
	呼 吸 器 機 能	14	0	17	3	0	0	34	4.1
	腎 臓 機 能	36	0	41	76	0	0	153	18.2
	膀胱・直腸機能	0	0	5	95	0	0	100	11.9
	小 腸 機 能	0	0	0	4	0	0	4	0.5
	免 疫 機 能	0	2	1	0	0	0	3	0.4
	肝 臓 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	202	3	72	181	0	0	458	54.6
合 計		313	95	146	229	23	33	839	
構成比 %		37.3	11.3	17.4	27.3	2.7	3.9		

[第3表] 2022年度 自立支援医療（更生医療）要否判定件数（市町村別）

(件)

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			視 覚	聴 覚	音声・言語・そしゃく	肢 体	腎 臓		心 臓	小 腸	免 疫	肝 臓
							人工透析	免疫抑制等				
中央児童・障害者相談センター管内	一 宮 市	299	0	0	0	0	156	79	34	0	29	1
	瀬 戸 市	100	0	0	2	0	46	43	0	0	9	0
	半 田 市	232	0	0	1	0	190	26	1	0	14	0
	春日井市	879	0	0	2	0	773	64	3	0	34	3
	津 島 市	57	0	0	0	0	41	10	1	0	5	0
	犬 山 市	67	0	0	0	0	48	4	8	0	6	1
	常 滑 市	138	0	0	0	0	118	13	4	0	3	0
	江 南 市	159	0	0	2	1	128	11	7	0	10	0
	小 牧 市	349	0	0	2	0	219	36	71	0	21	0
	稲 沢 市	109	0	0	3	0	71	16	10	0	9	0
	東 海 市	208	0	0	1	0	177	18	0	0	12	0
	大 府 市	161	0	0	0	1	135	16	1	0	8	0
	知 多 市	190	0	0	0	0	164	22	0	0	4	0
	尾 張 旭 市	99	0	0	1	0	71	22	2	0	3	0
	岩 倉 市	87	0	0	0	0	41	15	23	0	8	0
	豊 明 市	221	0	0	1	0	195	18	0	0	7	0
	日 進 市	192	0	0	1	0	160	21	0	0	10	0
	愛 西 市	46	0	0	0	0	22	17	2	0	5	0
	清 須 市	183	0	0	0	0	157	15	1	0	9	1
	北名古屋	160	0	0	0	1	112	16	27	0	4	0
	弥 富 市	31	0	0	0	0	11	16	1	0	3	0
	あ ま 市	143	0	0	0	1	110	17	1	0	14	0
	長 久 手 市	91	0	0	0	0	72	12	2	0	4	1
	東 郷 町	114	0	0	0	0	102	10	0	0	2	0
	豊 山 町	23	0	0	1	0	15	1	4	0	2	0
	大 口 町	24	0	0	0	1	13	5	2	0	3	0
	扶 桑 町	32	0	0	0	1	20	6	3	0	2	0
	大 治 町	48	0	0	0	0	37	9	1	0	1	0
	蟹 江 町	18	0	0	0	0	6	5	0	0	7	0
	飛 島 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	阿 久 比 町	69	0	0	0	0	63	6	0	0	0	0
	東 浦 町	146	0	0	0	0	129	12	1	0	3	1
	南 知 多 町	37	0	0	0	0	33	3	0	0	1	0
美 浜 町	19	0	0	0	0	12	4	1	0	2	0	
武 豊 町	62	0	0	0	0	52	9	0	0	1	0	
小 計		4,793	0	0	17	6	3,699	597	211	0	255	8

(続き)

(件)

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			視 覚	聴 覚	音声・ 言語・ そしゃく	肢 体	腎 臓		心 臓	小 腸	免 疫	肝 臓
							人工 透析	免疫 抑制等				
西三河管内	岡 崎 市	1,004	0	0	2	41	683	59	184	0	35	0
	碧 南 市	180	0	0	0	0	145	19	6	0	10	0
	刈 谷 市	258	0	0	0	0	207	32	7	0	12	0
	豊 田 市	1,028	0	1	0	1	909	75	5	0	36	1
	安 城 市	217	0	0	0	0	115	57	24	0	20	1
	西 尾 市	374	0	0	1	0	298	33	25	0	16	1
	知 立 市	114	0	0	1	1	93	8	5	0	6	0
	高 浜 市	73	0	0	0	0	57	12	0	0	4	0
	みよし市	120	0	0	0	0	102	14	0	0	4	0
	幸 田 町	61	0	0	0	0	39	9	9	0	4	0
	小 計	3,429	0	1	4	43	2,648	318	265	0	147	3
東三河管内	豊 橋 市	367	0	0	6	6	225	77	1	0	47	5
	豊 川 市	118	0	0	0	0	61	41	0	0	14	2
	蒲 郡 市	178	0	0	1	0	152	11	2	0	12	0
	新 城 市	74	0	0	1	1	59	11	1	0	1	0
	田 原 市	10	0	0	0	1	2	4	0	0	3	0
	設 楽 町	5	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0
	東 栄 町	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	豊 根 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	754	0	0	8	8	505	145	4	0	77	7
合 計		8,976	0	1	29	57	6,852	1,060	480	0	479	18
構成比 %			0	0.0	0.3	0.6	76.3	11.8	5.3	0.0	5.3	0.2

[第4表] 2022年度 補装具判定件数（市町村別）

（件）

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			義手	義足	装具	座位 保持 装置	補聴器	車椅子	電 動 車椅子	意思 伝達 装置	特例	その 他
中央児童・ 障害者相談セン ター管内	一宮市	186	4	23	44	26	50	33	5	1	0	0
	瀬戸市	76	0	6	25	9	24	11	0	1	0	0
	半田市	79	0	7	26	11	15	14	4	2	0	0
	春日井市	167	2	23	51	11	52	21	7	0	0	0
	津島市	42	2	15	8	1	13	3	0	0	0	0
	犬山市	47	0	8	16	4	8	8	0	3	0	0
	常滑市	44	0	9	5	5	17	6	2	0	0	0
	江南市	54	1	9	12	6	16	5	3	0	2	0
	小牧市	113	0	9	37	17	23	26	0	1	0	0
	稲沢市	49	0	4	18	1	17	7	2	0	0	0
	東海市	71	0	5	9	9	26	22	0	0	0	0
	大府市	49	0	4	13	3	18	8	3	0	0	0
	知多市	30	0	7	12	1	8	2	0	0	0	0
	尾張旭市	18	0	2	4	0	8	2	1	1	0	0
	岩倉市	27	0	1	10	4	7	5	0	0	0	0
	豊明市	14	1	3	2	0	6	2	0	0	0	0
	日進市	30	0	5	7	1	10	5	1	1	0	0
	愛西市	38	0	4	11	4	13	5	1	0	0	0
	清須市	23	0	4	6	1	8	4	0	0	0	0
	北名古屋市	43	0	4	10	8	9	11	1	0	0	0
	弥富市	22	0	3	8	2	5	1	2	1	0	0
	あま市	38	0	3	10	1	22	2	0	0	0	0
	長久手市	22	0	3	8	0	3	7	1	0	0	0
	東郷町	26	0	3	8	0	9	3	2	0	1	0
	豊山町	12	0	0	2	2	5	3	0	0	0	0
	大口町	13	0	2	2	3	3	2	1	0	0	0
	扶桑町	17	0	0	4	2	9	2	0	0	0	0
	大治町	13	0	0	8	3	0	2	0	0	0	0
	蟹江町	19	0	3	12	0	2	2	0	0	0	0
	飛島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	阿久比町	19	0	3	12	1	2	0	1	0	0	0
	東浦町	44	0	2	22	5	11	2	1	1	0	0
	南知多町	12	0	0	3	1	5	1	2	0	0	0
	美浜町	12	0	3	0	4	1	4	0	0	0	0
	武豊町	19	0	0	6	3	4	5	1	0	0	0
	小 計	1,488	10	177	431	149	429	236	41	12	3	0

(続き)

(件)

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			義 手	義 足	装 具	座 位 保 持 装 置	補 聴 器	車 椅子	電 動 車 椅子	意 思 伝 達 装 置	特 例	そ の 他
西三河管内	岡 崎 市	272	0	35	94	18	70	31	21	3	0	0
	碧 南 市	56	0	5	15	4	9	19	4	0	0	0
	刈 谷 市	85	0	12	32	5	20	13	2	1	0	0
	豊 田 市	287	0	16	108	29	72	44	16	2	0	0
	安 城 市	96	0	13	36	9	23	8	7	0	0	0
	西 尾 市	105	0	6	50	4	31	12	2	0	0	0
	知 立 市	29	0	3	10	5	2	9	0	0	0	0
	高 浜 市	16	0	3	2	0	10	0	0	1	0	0
	み よ し 市	29	0	4	12	1	9	1	2	0	0	0
	幸 田 町	20	1	0	10	0	5	4	0	0	0	0
	小 計	995	1	97	369	75	251	141	54	7	0	0
東三河管内	豊 橋 市	242	1	29	62	36	49	51	12	2	0	0
	豊 川 市	102	0	10	38	9	18	21	4	2	0	0
	蒲 郡 市	50	0	3	15	4	11	13	3	1	0	0
	新 城 市	22	2	8	6	1	0	1	3	1	0	0
	田 原 市	21	0	3	11	0	5	1	1	0	0	0
	設 楽 町	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	東 栄 町	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
	豊 根 村	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	小 計	444	3	54	137	50	83	87	24	6	0	0
合 計		2,927	14	328	937	274	763	464	119	25	3	0
構成比 %			0.5	11.2	32.0	9.4	26.1	15.9	4.1	0.9	0.1	0.0

[第5表] 2022年度 知的障害者相談件数（市町村別）

（件）

区 分		相 談 実件数	相 談 内 容								
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計
中央児童・障害者相談センター管内	一 宮 市	383	0	0	0	0	22	0	359	2	383
	瀬 戸 市	99	0	0	1	0	8	0	90	0	99
	半 田 市	128	0	0	0	0	7	0	123	0	130
	春 日 井 市	273	0	0	8	0	11	0	252	3	274
	津 島 市	41	0	0	0	0	1	0	39	0	40
	犬 山 市	66	0	0	0	0	3	0	62	0	65
	常 滑 市	46	0	0	0	0	0	0	44	1	45
	江 南 市	74	0	0	0	0	3	0	67	0	70
	小 牧 市	156	0	0	0	0	9	0	146	1	156
	稲 沢 市	104	0	0	2	0	0	0	102	1	105
	東 海 市	110	0	0	1	1	4	0	102	2	110
	大 府 市	79	0	0	4	0	4	0	71	1	80
	知 多 市	63	0	0	1	0	3	0	59	0	63
	尾 張 旭 市	66	0	0	2	0	10	0	54	0	66
	岩 倉 市	26	0	0	0	0	1	0	25	1	27
	豊 明 市	44	0	0	1	0	1	0	42	0	44
	日 進 市	32	0	0	1	0	1	0	30	0	32
	愛 西 市	71	0	0	0	0	4	0	64	1	69
	清 須 市	40	0	0	0	0	1	0	39	0	40
	北 名 古 屋 市	61	0	0	0	0	1	0	60	1	62
	弥 富 市	36	0	0	1	0	2	0	33	1	37
	あ ま 市	63	0	0	0	0	2	0	61	2	65
	長 久 手 市	27	0	0	0	0	0	0	26	1	27
	東 郷 町	31	0	0	0	0	1	0	27	0	28
	豊 山 町	8	0	0	0	0	0	0	8	0	8
	大 口 町	21	0	0	0	0	2	0	19	0	21
	扶 桑 町	25	0	0	0	0	3	0	21	1	25
	大 治 町	26	0	0	0	0	3	0	23	0	26
	蟹 江 町	28	0	0	1	0	1	0	26	0	28
	飛 島 村	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	阿 久 比 町	11	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	東 浦 町	49	0	0	0	0	3	0	46	0	49
南 知 多 町	15	0	0	0	0	0	0	15	0	15	
美 浜 町	13	0	0	0	0	0	0	13	0	13	
武 豊 町	43	0	0	0	0	0	0	43	0	43	
小 計		2, 360	0	0	23	1	111	0	2, 204	19	2, 358

(続き)

(件)

区 分		相 談 実件数	相 談 内 容								計
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	
西 三 河 管 内	岡 崎 市	354	0	0	6	0	25	0	319	15	365
	碧 南 市	108	0	0	1	0	14	0	93	5	113
	刈 谷 市	137	0	0	3	0	4	0	127	4	138
	豊 田 市	454	0	0	5	0	53	0	392	12	462
	安 城 市	180	0	0	2	0	16	0	160	8	186
	西 尾 市	148	0	0	1	0	16	0	129	4	150
	知 立 市	61	0	0	1	0	7	0	52	2	62
	高 浜 市	48	0	0	0	0	4	0	44	4	52
	み よ し 市	65	0	0	1	0	4	0	58	1	64
	幸 田 町	33	0	0	1	0	1	0	31	0	33
	小 計	1,588	0	0	21	0	144	0	1,405	55	1,625
東 三 河 管 内	豊 橋 市	428	0	0	10	0	36	0	382	0	428
	豊 川 市	185	0	0	4	0	9	0	172	0	185
	蒲 郡 市	88	0	0	3	0	3	0	82	0	88
	新 城 市	40	0	0	1	0	0	0	38	1	40
	田 原 市	55	0	0	2	0	5	0	48	0	55
	設 楽 町	6	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	東 栄 町	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	豊 根 村	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	小 計	807	0	0	20	0	53	0	733	1	807
合 計		4,755	0	0	64	1	308	0	4,342	75	4,790
構成比 %			0.0	0.0	1.3	0.0	6.4	0.0	90.6	1.6	

[第6表] 2022年度 知的障害者判定件数（市町村別）

（件）

区 分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	そ の 他	計
中央児童・障害者相談センター管内	一 宮 市	21	352	0	0	373
	瀬 戸 市	8	90	0	0	98
	半 田 市	9	118	0	0	127
	春日井市	16	250	0	0	266
	津 島 市	3	38	0	0	41
	犬 山 市	3	59	0	0	62
	常 滑 市	1	43	0	0	44
	江 南 市	4	67	0	0	71
	小 牧 市	15	138	0	0	153
	稲 沢 市	4	100	0	0	104
	東 海 市	6	100	0	0	106
	大 府 市	5	74	0	0	79
	知 多 市	4	58	0	0	62
	尾 張 旭 市	10	53	0	0	63
	岩 倉 市	1	25	0	0	26
	豊 明 市	1	39	0	0	40
	日 進 市	1	30	0	0	31
	愛 西 市	6	63	0	0	69
	清 須 市	2	36	0	0	38
	北名古屋市	3	57	0	0	60
	弥 富 市	3	32	0	0	35
	あ ま 市	2	60	0	0	62
	長 久 手 市	0	25	0	0	25
	東 郷 町	1	26	0	0	27
	豊 山 町	0	7	0	0	7
	大 口 町	2	19	0	0	21
	扶 桑 町	5	22	0	0	27
	大 治 町	3	23	0	0	26
	蟹 江 町	1	25	0	0	26
	飛 島 村	0	2	0	0	2
	阿 久 比 町	0	11	0	0	11
	東 浦 町	5	42	0	0	47
	南 知 多 町	2	14	0	0	16
	美 浜 町	0	12	0	0	12
	武 豊 町	0	41	0	0	41
	小 計	147	2,151	0	0	2,298

(続き)

(件)

区 分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	そ の 他	計
西 三 河 管 内	岡 崎 市	30	300	0	0	330
	碧 南 市	16	89	0	0	105
	刈 谷 市	4	132	0	0	136
	豊 田 市	60	376	0	0	436
	安 城 市	19	159	0	0	178
	西 尾 市	18	126	0	0	144
	知 立 市	7	50	0	0	57
	高 浜 市	4	46	0	0	50
	み よ し 市	6	58	0	0	64
	幸 田 町	2	30	0	0	32
	小 計	166	1,366	0	0	1,532
東 三 河 管 内	豊 橋 市	39	345	0	0	384
	豊 川 市	9	160	0	0	169
	蒲 郡 市	3	77	0	0	80
	新 城 市	0	36	0	0	36
	田 原 市	7	44	0	0	51
	設 楽 町	0	4	0	0	4
	東 栄 町	0	2	0	0	2
	豊 根 村	0	2	0	0	2
	小 計	58	670	0	0	728
合 計		371	4,187	0	0	4,558
構成比 %		8.1	91.9	0.0	0.0	

[第7表] 2022年度 知的障害者判定書等交付件数（市町村別）

（件）

区 分		療育手帳			年金等 診断書	その他	計
		新 規	再判定	再交付			
中央児童・ 障害者相談セン ター管内	一 宮 市	25	296	23	18	79	441
	瀬 戸 市	3	80	5	8	17	113
	半 田 市	9	93	10	5	24	141
	春 日 井 市	18	195	25	11	69	318
	津 島 市	2	28	1	2	10	43
	犬 山 市	5	53	2	3	8	71
	常 滑 市	5	35	2	0	8	50
	江 南 市	3	63	9	2	13	90
	小 牧 市	19	107	13	7	38	184
	稲 沢 市	4	88	9	0	17	118
	東 海 市	7	77	17	3	22	126
	大 府 市	4	64	4	3	18	93
	知 多 市	6	41	6	3	11	67
	尾 張 旭 市	2	50	5	11	12	80
	岩 倉 市	0	22	0	1	6	29
	豊 明 市	2	32	12	1	11	58
	日 進 市	2	30	4	1	5	42
	愛 西 市	5	57	2	5	10	79
	清 須 市	2	29	2	1	8	42
	北 名 古 屋 市	3	48	4	1	12	68
	弥 富 市	5	28	4	1	6	44
	あ ま 市	4	52	8	1	15	80
	長 久 手 市	1	20	1	0	4	26
	東 郷 町	1	22	3	1	11	38
	豊 山 町	1	5	1	0	1	8
	大 口 町	0	15	1	2	6	24
	扶 桑 町	3	18	1	2	6	30
	大 治 町	5	13	0	3	7	28
	蟹 江 町	1	26	1	1	3	32
	飛 島 村	0	2	0	0	0	2
	阿 久 比 町	0	11	0	0	2	13
	東 浦 町	1	34	1	2	9	47
	南 知 多 町	2	11	1	0	0	14
	美 浜 町	1	10	2	0	3	16
	武 豊 町	3	41	3	0	4	51
	小 計	154	1,796	182	99	475	2,706

(続き)

(件)

区 分		療育手帳			年金等 診断書	その他	計
		新 規	再判定	再交付			
西三河管内	岡 崎 市	18	225	34	27	58	362
	碧 南 市	8	70	7	14	13	112
	刈 谷 市	7	105	1	4	20	137
	豊 田 市	22	303	29	53	52	459
	安 城 市	9	127	9	16	24	185
	西 尾 市	6	101	8	16	18	149
	知 立 市	5	39	5	6	7	62
	高 浜 市	1	32	1	4	12	50
	み よ し 市	2	46	3	5	9	65
	幸 田 町	4	19	2	1	5	31
	小 計	82	1,067	99	146	218	1,612
東三河管内	豊 橋 市	15	252	43	35	79	424
	豊 川 市	4	123	15	8	34	184
	蒲 郡 市	2	66	8	3	9	88
	新 城 市	1	28	4	0	7	40
	田 原 市	3	32	4	5	9	53
	設 楽 町	0	2	2	0	2	6
	東 栄 町	0	2	1	0	0	3
	豊 根 村	0	1	0	0	1	2
	小 計	25	506	77	51	141	800
合 計		261	3,369	358	296	834	5,118
構成比 %		5.1	65.8	7.0	5.8	16.3	

2024年1月発行

編集発行 愛知県中央児童・障害者相談センター（企画・児童指導課）

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎7階

電話：052-961-7250(代)

FAX：052-950-2355

